

平成29年度第1回武蔵村山市国民保護協議会会議次第

日 時 平成29年5月23日(火)
午後2時～
会 場 市役所301会議室

1 開 会

2 会長挨拶

武蔵村山市国民保護協議会会長 市長 藤野 勝

3 議題

- (1) 武蔵村山市国民保護計画の修正等について
- (2) その他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 武蔵村山市国民保護協議会名簿〈出席者名簿〉
- 資料2 武蔵村山市国民保護計画について
- 別紙1 弾道ミサイル落下時の行動について
- 別紙2 弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A
- 別紙3 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達に関するQ&A

(※別紙1、2、3については内閣官房通知文)

- 資料3-1 武蔵村山市国民保護計画修正の概要について
- 資料3-2 東京都国民保護計画変更の概要【平成27年3月】
- 資料3-3 国民の保護に関する基本指針の主な変更内容と国民保護計画の変更について
- 資料3-4 武蔵村山市国民保護計画修正案新旧対照表
- 資料3-5 武蔵村山市国民保護計画修正案
- 資料4 武蔵村山市国民保護計画修正スケジュール
武蔵村山市国民保護計画修正案の意見照会について
【写】武蔵村山市国民保護計画の修正について（諮問）

資料1

武蔵村山市国民保護協議会委員名簿

平成29年5月23日現在

	機関名	職名	氏名
1	武蔵村山市役所	市長	藤野 勝
2	陸上自衛隊第1後方支援連隊	輸送隊長	渡邊 豊
3	東京都北多摩北部建設事務所	所長	奥 秋 聡 克
4	東京都多摩立川保健所	所長	早川 和 男
5	東京都水道局立川給水管理事務所	所長	杉山 芳 彦
6	警視庁東大和警察署	警察署長	吹浦 秀 俊
7	東京消防庁第八消防方面本部	方面本部長	阿部 寛 三
8	東京消防庁北多摩西部消防署	消防署長	野崎 俊 幸
9	武蔵村山市消防団	消防団長	高橋 勇 治
10	武蔵村山市立小中学校校長会	雷塚小学校校長	井内 潔
11	独立行政法人国立病院機構	村山医療センター院長	朝妻 孝 仁
12	日本郵便株式会社武蔵村山郵便局	武蔵村山郵便局長	植村 光 明
13	東日本電信電話株式会社	東京西支店長	高木 諭 介
14	日本通運株式会社	多摩支店長	若月 剛
15	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長	古家 仁
16	武陽ガス株式会社	武蔵村山営業所長	内野 治 樹
17	一般社団法人武蔵村山市医師会	会 長	下田 雅 大
18	一般社団法人武蔵村山市歯科医師会	会 員	土方 靖 夫
19	一般社団法人武蔵村山市薬剤師会	会 長	白土 正 三
20	立川バス株式会社	取締役運輸部長	甲斐 恒 人
21	西武バス株式会社	立川営業所長	宮本 純 也
22	武蔵村山市自治会連合会	上水台自治会長	須田 俊 男
23	村山団地連合自治会	副会長	土屋 輝 男
24	武蔵村山市民生・児童委員協議会	副会長	福本 安 廣
25	武蔵村山市商工会	理 事	藤野 英 治
26	北多摩西部防火女性の会	会 長	波多野 千代子
27	武蔵村山市役所	副市長	山崎 泰 大
28	武蔵村山市役所	教育長	持田 浩 志
29	武蔵村山市役所	企画財務部長	高尾 典 之
30	武蔵村山市役所	総務部長	山田 行 雄
31	武蔵村山市役所	健康福祉部長	中野 育 三

平成29年度武蔵村山市国民保護協議会席次表

受付

傍聴席

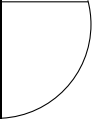
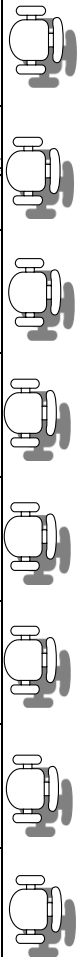
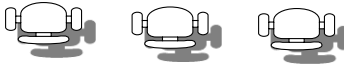
一般社団法人 武蔵村山市 医師会
一般社団法人 東京都 武蔵村山市 歯科医師会
一般社団法人 武蔵村山市 薬剤師会
立川バス 株式会社
西武バス 株式会社
武蔵村山市 自治会 連合会
村山団地 連合 自治会

東京消防庁 北多摩西部 消防署
警視庁 東大和 警察署
東京都 水道局 立川給水 管理事務所
東京都 多摩立川 保健所
東京都 北多摩 北部建設 事務所
陸上自衛隊 第一 後方支援 連隊

教育長	市長	副市長
-----	----	-----

武陽ガス 株式会社 武蔵村山 営業所
東京電力 パワーグリ ッド株式会 社立川支 社
東日本電信 電話株式 会社東京 西支店
日本郵便 株式会社 武蔵村山 郵便局
武蔵村山市 小中学校 校長会
武蔵村山市 消防団

事務局
防災安全課長
総務部長
北多摩西部 防火女性 の会
武蔵村山市 商工会
武蔵村山市 民生・児童 委員協議会
健康福祉 部長
企画財務 部長



武蔵村山市国民保護計画について

1 市国民保護計画の位置づけ

▶ 国民保護計画とは

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定された、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき策定された計画

▶ 国民保護協議会とは

市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するための組織

▶ 市国民保護計画とは

国民保護法第35条の規定に基づき、国が作成する「国民の保護に関する基本指針」及び「東京都国民保護計画」を踏まえ策定され、市の区域における国民の保護のための措置（国民保護措置）を的確かつ迅速に実施するために、総合的な推進に関する事項を定めた計画で、計画の内容を変更するためには国民保護協議会への諮問が定められております。

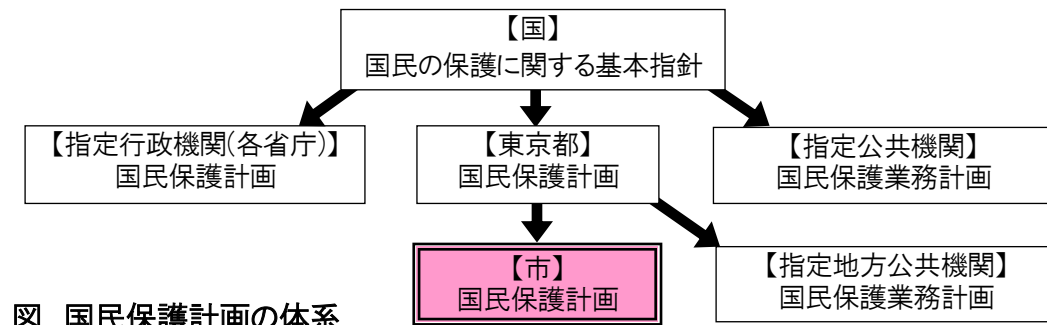


図 国民保護計画の体系

2 市国民保護計画の構成等

構成	主な内容
第1編 総論	基本方針、業務の大綱、対象とする事態等を記載
第2編 平素からの備え	市と都の役割分担、国民保護に関する啓発等を記載
第3編 武力攻撃事態等への対処	対策本部の設置、関係機関との連携、警報・避難指示等を記載
第4編 復旧等	応急の復旧、費用の支弁等を記載
第5編 緊急対処事態への対処	初動対応力の強化、発生時の対処等を記載
資料編	関係省令・通知等を記載

【市国民保護計画が対象とする事態】

【武力攻撃事態】

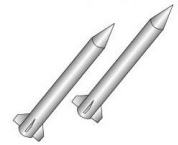
1 着上陸侵攻



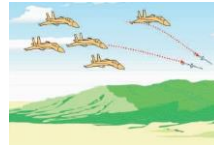
2 ゲリラ等による攻撃



3 弾道ミサイル攻撃



4 航空攻撃



【緊急対処事態】武力攻撃に準ずるテロ等の事態

1 危険物質を有する施設への攻撃



2 大規模集客施設への攻撃



3 大量殺傷物質による攻撃



4 交通機関を破壊手段とした攻撃

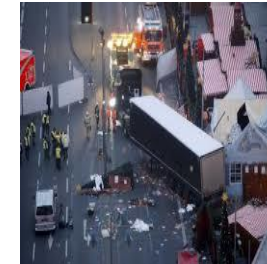


3 国民保護に関する情勢等

1 武力攻撃等に関連した様々な事態の発生状況

① 近年の主なテロ発生状況

発生日	国	内 容
2001年 9月	アメリカ	同時多発テロ：旅客機を乗っ取り世界貿易センターに衝突させた
2002年 10月	ロシア	モスクワ劇場占拠：チェチェン・イスラム武装集団が占拠
2004年 3月	スペイン	マドリード列車爆破テロ：朝の通勤列車を狙い10個の爆弾爆発
2008年 11月	インド	インド・ムンバイ同時テロ：ホテル、鉄道、病院で爆弾テロ
2013年 4月	アメリカ	ボストンマラソン爆弾テロ：ゴール付近での爆弾テロ
2015年 11月	フランス	パリ同時テロ：競技場、劇場、レストランなどで銃乱射、爆弾爆破
2016年 7月	フランス	ニースのトラック突入：革命記念日を祝う群衆にトラックが突っ込む
2016年 12月	ドイツ	ベルリンのトラック突入：クリスマス市にトラックが突っ込む



② 北朝鮮の動向

昨年から現在まで20発以上の弾道ミサイル発射し、また、2016年9月には5回目の核実験を実施している。日本国内すべての区域がミサイルの射程内に入っており、国際的な非難を受けながらも、ミサイル等の開発を続けていることから、日本を含めた近隣国との緊張が続いている。



③ 国際テロ組織・過激主義者組織

代表的な組織としてはISIL、アル・カーイダなどがあり、イラク及びシリアなどの中東での活動のほか、欧米やヨーロッパ諸国においてもテロ活動を行っており多数の死者が発生している。また、SNS等を活用し過激思想の流布を行っており、国内においても、この過激思想に影響を受けた者によるテロの発生が危惧されている。



2 市の取り組み等

① 市内の武力攻撃の標的となりやすい施設

施設名	理 由
横田基地	弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃の標的になる可能性がある。
イオンモールむさし村山	大規模集客施設であり、無差別テロの発生危険がある。
国立感染症研究所村山庁舎	国の重要な施設であり、武力攻撃の標的になる可能性がある。

② 主な取り組み（予定含む）

- ア 弾道ミサイル落下時の行動について国の方針を市HPに掲載（別紙1、2、3参照）
- イ 市国民保護計画の修正（平成30年3月修正予定）
- ウ 総務省消防庁が実施する全国瞬時警報システム（J-ALERT）全国一斉情報伝達訓練参加
- エ 災害対策用資材センターの整備（防護衣セット、消毒液、サージカルマスク等の備蓄）

③ 今後の検討事項

- ア 避難実施要領のパターン作成
- イ 東京都などが実施する訓練等への参加



- 弾道ミサイルは、**発射から極めて短時間で着弾**します。
- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、**Jアラートを活用して**、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、**緊急速報メール等により緊急情報をお知らせ**します。

メッセージが流れたら、直ちに以下の行動をとってください。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。



【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

～ 行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください ～

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

Q 1. 弾道ミサイルが発射されてもJアラートが鳴らないことがあるのはなぜでしょうか。

A 1.

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Jアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（EEZ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Jアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を發します。

Q 2. ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

A 2.

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

Q 3. なぜ頑丈な建物や地下へ避難するのですか。

A 3.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには屋内（できれば頑丈な建物）や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 4. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている頑丈な建物や地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 4.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの頑丈な建物や地下施設に避難してください。

Q 5. 自宅（木造住宅）にいる場合はどうしたらよいでしょうか。

A 5.

すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 6. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 6.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 7. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 7.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる頑丈な建物や地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 8. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 8.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

Q 9. ミサイルが着弾した後は何をすればいいですか。

A 9.

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

Q10. 近くにミサイルが着弾した時はどうすればいいですか。

A10.

弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

Q11. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A11.

北朝鮮から発射されたミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを使用して、緊急情報を伝達します。Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q12. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A12.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

[NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ](#)

[au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ](#)

[ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ](#)

[Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ](#)

Q13. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A13.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。

（参考：[「スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用」](#)）

Q 1 4. 国民保護サイレンを学校や事業所などで吹鳴させて児童・生徒や従業員などに周知したいのですが、構いませんか。

A 1 4.

構いません。なお、国民保護サイレン音は国民保護ポータルサイトから確認できます。

ただし、国民保護サイレン音を聞いた人が、実際に武力攻撃事態等が発生していると混同しないように注意してください（「これから周知のために国民保護サイレン音を鳴らしますが、実際に武力攻撃事態等が起こっているわけではありません」と事前アナウンスをしてから吹鳴させるなど。）。

（参考：[国民保護サイレン](#)）

Q 1 5. 適切に避難できるか不安なので、避難訓練を実施してほしいのですが。

A 1 5.

国、都道府県、市町村が共同で実施する避難訓練もあります。まずは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達に関するＱ＆Ａ

Ｑ 1. 弾道ミサイルが発射されてもＪアラートが鳴らないことがあるのはなぜでしょうか。

Ａ 1.

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Ｊアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Ｊアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Ｑ 2. 実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

Ａ 2.

政府からＪアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

Ｑ 3. これまでＪアラートにより弾道ミサイルに関する情報伝達を行った実績を教えてください。

Ａ 3.

北朝鮮が「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射した平成 28 年 2 月 7 日及び平成 24 年 12 月 12 日に、それぞれ「ミサイル発射情報」と「ミサイル通過情報」をＪアラートにより伝達しました。

Q 4. ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

A 4.

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、本年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所等により日本へ飛来するまでの時間は異なります。

Q 5. 「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 5.

弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。屋外にいる場合は近くの頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるかと判断した場合には、その時点で改めて、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 6. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 6.

【屋外にいる場合】

近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難してください。

近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

【屋内にいる場合】

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 7. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 7.

近くのできる限り頑丈な建物や地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 8. なぜ頑丈な建物や地下へ避難するのですか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには屋内（できれば頑丈な建物）や地下街、地下駅舎などの地下施設への避難が有効だからです。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている頑丈な建物や地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの頑丈な建物や地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅（木造住宅）にいる場合はどうしたらよいでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる頑丈な建物や地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 1 3. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 1 3.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

Q 1 4. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 4.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

Q 1 5. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達後の続報とはどのような情報が伝達されるのですか。

A 1 5.

その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は、引き続き屋内避難をして頂く、あるいは別の地域へ避難をして頂くといった情報を伝達します。

Q 16. 「ミサイルがこの地域を通過した」との情報伝達があった場合は、
どうすれば良いのでしょうか。

A 16.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q 17. 「ミサイルが●●海に落下した」との情報伝達があった場合は、
どうすれば良いのでしょうか。

A 17.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q 18. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A 18.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 19. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は
国民保護サイレン音なのでしょうか。

A 19.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/

Q20. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A20.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。
(参考：「[スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用](#)」)

Q21. 国民保護サイレンを学校や事業所などで吹鳴させて児童・生徒や従業員などに周知したいのですが、構いませんか。

A21.

構いません。なお、国民保護サイレン音は国民保護ポータルサイトから確認できます。

ただし、国民保護サイレン音を聞いた人が、実際に武力攻撃事態等が発生していると混同しないように注意してください（「これから周知のために国民保護サイレン音を鳴らしますが、実際に武力攻撃事態等が起こっているわけではありません」と事前アナウンスをしてから吹鳴させるなど。）。

(参考：国民保護サイレン音)

Q22. 適切に避難できるか不安なので、避難訓練を実施してほしいのですが。

A22.

国、都道府県、市町村が共同で実施する避難訓練もあります。まずはお住まいの市町村にお問い合わせください。

武蔵村山市国民保護計画修正の概要について

1 目的

東京都は、状況の変化や国の基本指針の変更に対応するため、平成18年3月の策定から9年経過した東京都国民保護計画を、平成27年3月に改正しました。

現行の武蔵村山市国民保護計画は平成19年3月に策定されて以来、大きな見直しは実施しておらず、現行の地域防災計画との整合性も図る必要があることから所要の見直しを実施するものです。

2 修正の概要

項目	主な修正内容
都の計画改正に伴う整合	1 武力攻撃事態等合同対策協議会開催時への参加を追記 2 安否情報システム運用開始に伴う文言の修正
現行の地域防災計画との整合	市対策本部の体制の時点修正
資料編の更新	時点修正及び添付資料の精査
その他	1 国立感染症研究所村山庁舎との連携を追記 2 文言の整理等の所要の修正

3 各編の修正概要（資料3-4 武蔵村山市国民保護計画修正案新旧対照表抜粋）

※文言の整理等の所要の修正は除く

第1編 総論

項目	主な修正内容
第3章 関係機関の事務又は業務大綱等	指定公共機関の名称変更等
第4章 市の地理、社会的特徴	市の気候、人口、交通、米軍施設、国立感染症研究所村山庁舎、大規模商業施設、都営村山団地、消防の各項目の所要の修正
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	武力攻撃事態、緊急対処事態、NBCを使用した攻撃の項目に基本指針に記載されている内容を明記

第2編 平素からの備え

項目	主な修正内容
第1章 組織・体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 市の各部等における平素の業務の変更、休日・夜間における情報収集及び連絡方法等の修正 全国瞬時警報システム（J-ALERT）導入による所要の修正

項 目	主な修正内容
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の変更
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	ライフライン施設の機能の確保に関する、市及び指定公共機関等が実施する必要な措置・準備に関する事項の明記

第3編 武力攻撃事態等への対処

項 目	主な修正内容
第2章 市対策本部の設置等	市の組織変更に伴う修正
第3章 関係機関相互の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の現地対策本部長が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への参加及び情報共有について追記 ・ 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め先等に関する修正 ・ 国立感染症研究所村山庁舎との連携に関する事項の追記
第5章 警報及び避難指示等	都県境を超える避難住民の誘導時における都職員の派遣要請等の追記
第7章 救援	国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴う整理
第8章 安否情報の収集・提供	安否情報システムの運用開始を踏まえた記述の修正

第4編 復旧等

修正等無

第5編 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処

項 目	主な修正内容
第3章 発生時の対処	国の現地対策本部長が開催する緊急対処事態合同対策協議会への参加及び情報共有について追記

資料編

項 目	主な修正内容
1 関係機関、2 避難、3 救援、6 その他	時点修正及び添付資料の精査

東京都国民保護計画変更の概要【平成 27 年 3 月】

1 東京都国民保護計画の概要

「東京都国民保護計画」は、外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際して、都が迅速・的確に都民を保護するためにあらかじめ策定する計画
国民保護法（平成 16 年 9 月施行）に基づき、平成 18 年 3 月策定

<主な内容>

- ・ 想定する事態（武力攻撃や大規模テロ等の事態）
- ・ 平素からの備え（都の組織・体制や避難・救援に必要な備えなど）
- ・ 住民の避難と救援（警報の通知、避難の指示、避難所での救援等の措置）
- ・ 被害の最小化（電気、ガス、鉄道施設等の安全確保措置や消火・救助救急活動など）
- ・ 大規模テロ等への対策（平素からの取組、テロ発生時の対処など）

2 計画変更の方針等

○ 変更の方針

策定後約 9 年経過しており、状況変化や国の基本指針を反映させる必要があるため、総務省消防庁との協議を踏まえ、平成 27 年 3 月に変更

○ 変更の基本的視点

- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、テロ対策を充実すること。
- ・ 国の基本指針の変更内容を反映すること。

○ 変更の手続

- ・ 国民保護協議会に諮問し、変更案を取りまとめ（平成 27 年 2 月）
- ・ 変更案を都議会総務委員会に報告（平成 27 年 2 月）
- ・ 国において閣議決定後、知事決定（平成 27 年 3 月）

3 主な変更箇所の記載内容

I テロ対策の充実

- 「テロ対策東京パートナーシップ推進会議」による連携体制（201 頁）
「テロ対策東京パートナーシップ推進会議(平成20年11月発足)」を活用し、警視庁を始め、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の整備等に取り組む。
- 庁内の体制強化（201 頁）
「東京都テロ等対策連絡調整会議（平成26年8月設置）」を運営し、都が管理する施設等におけるテロ等対策の検討や危機情報の共有など、全庁横断的な連絡調整等に取り組む。
- テロに関する情報収集（202 頁）
テロ対策の専門家や関係機関との連携により、テロの動向や対策に関する情報収集に努める。
- 大規模テロ等発生時の対処マニュアルの策定（202 頁）
「東京都大規模テロ等対処マニュアル（仮称）」を策定し、N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）など、テロ等の類型に応じた初動対処の手順等を明らかにする。

II 国の基本指針の変更等の反映

- Em-Net、J-ALERTの活用（34 頁）
国の防災機関との通信連絡に、「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を活用する。
- 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加（79 頁）
国の現地対策本部長が、現地対策本部と関係地方公共団体による「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合、都対策本部も参加し相互協力に努める。
- 避難先の道府県知事への事務の委託（136 頁）
避難先の道府県知事が避難住民の輸送手段を確保する場合は、安全確保の責務の明確化の観点から、原則として避難先の道府県知事に対し事務の委託を行う。
- 安否情報システムの活用（162 頁）
安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を活用する。

平成 27 年 5 月 26 日
総合防災部国民保護担当

国民の保護に関する基本指針の主な変更内容と国民保護計画の変更について

1 これまでの基本指針の主な変更内容と都計画変更への反映

国の「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）については、平成 18 年 3 月の東京都国民保護計画（以下「都計画」という。）策定以降も、逐次変更されてきました。

これまでの基本指針の主な変更内容と、平成 27 年 3 月の都計画において反映した内容を整理すると、下記の表のとおりとなります。

		基本指針変更内容	都計画 変更反映
①	平成 18 年度	防衛省の組織名変更	▲
②	平成 19 年度	日本郵政公社の民営化に伴う組織名称変更	▲
③	平成 20 年度	緊急対処事態合同対策協議会の開催	■
④		養護学校の名称変更	—
⑤		安否情報システム運用開始に伴う文言修正	■
⑥		武力攻撃事態等合同対策協議会の開催	■
⑦		現地調整所の設置	○
⑧		観光庁の新設	▲
⑨	平成 21 年度	消費者庁の新設	▲
⑩	平成 24 年度	防災基本計画（原子力災害対策編）の修正を踏まえた変更	—
⑪		実用発電用原子炉の名称変更	—
⑫		武力攻撃原子力災害現地対策本部を県庁等への設置	—
⑬		エムネット、Jアラートの明記	■
⑭		大規模集客施設等における国民保護措置の実施	○
⑮		避難先の都道府県知事への事務の委託	■
⑯		広域緊急援助隊の名称変更	▲
⑰		原子力規制委員会設置に伴う指定行政機関の名称変更	▲
⑱	平成 26 年度	防災基本計画（原子力災害対策編）の修正を踏まえた変更	—
⑲		救援事務の厚生労働省から内閣府への移管	▲
⑳		核攻撃のスクリーニング及び除染の実施	■

○：当初計画に記載済 ▲：修正 ■：追記 —：該当なし

2 基本指針変更内容と区市町村国民保護計画の変更

区市町村国民保護計画（以下「区市町村計画」という。）の変更を検討するにあたり、これまでの基本指針の変更内容について、区市町村計画変更の必要性等を想定した観点から分類すると以下のとおりとなります。

結果的に都計画の変更内容と近いものとなりますが、具体的な変更の必要性については各区市町村計画における記載内容によりますので、説明の便宜上の分類と考えていただき、下記3「基本指針の各事項」も参照の上、変更の必要性について個別に御検討ください。

（1）区市町村計画の変更が見込まれる事項

- ③緊急対処事態合同対策協議会の開催
- ⑤安否情報システム運用開始に伴う文言修正
- ⑥武力攻撃事態等合同対策協議会の開催
- ⑬エムネット、Jアラートの明記
- ⑱救援事務の厚生労働省から内閣府への移管

（2）区市町村計画の変更が必要となる可能性がある事項

- ①防衛省の組織名変更
- ②日本郵政公社の民営化に伴う組織名称変更
- ④養護学校の名称変更
- ⑦現地調整所の設置
- ⑧観光庁の新設
- ⑨消費者庁の新設
- ⑭大規模集客施設等における国民保護措置の実施
- ⑯広域緊急援助隊の名称変更
- ⑰原子力規制委員会設置に伴う指定行政機関の名称変更
- ⑳核攻撃のスクリーニング及び除染の実施

（3）区市町村計画においては該当がないと思われる事項

- ⑩防災基本計画（原子力災害対策編）の修正を踏まえた変更
- ⑪実用発電用原子炉の名称変更
- ⑫武力攻撃原子力災害現地対策本部を県庁等への設置
- ⑮避難先の都道府県知事への事務の委託
- ⑱防災基本計画（原子力災害対策編）の修正を踏まえた変更

3 基本指針の各事項

上記2（1）（2）に分類した各事項の詳細は、以下のとおりです。

また、上記2（3）に分類した各事項の説明は省略しますので、必要がある場合には担当までご連絡ください。

なお、各区市町村計画の変更にあたっては、都計画での表現方法を参考に、各区市町村の実情に応じた記述を御検討いただければと思います。

※基本指針の最新版は、「内閣官房国民保護ポータルサイト」に掲載されています。

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/index.html>)

（1）区市町村計画の変更が見込まれる事項

③緊急処理事態合同対策協議会の開催（⑥武力攻撃事態等合同対策協議会の開催）

現地対策本部長が、国や地方公共団体等の関係機関の間における情報共有や意思の統一を図るために開催する会議について新たに記述。

【基本指針変更】

○現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとする。

○緊急処理事態現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、緊急処理事態現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策協議会を開催するものとする。

【都計画変更 P.79 第4章第1節】

2 関係機関との連携

（1）国の対策本部との連携

○都は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会（*）を開催する場合には、都対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

（※脚注）（*）国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

※緊急処理事態合同対策協議会は、都計画全体の読替規定（原則として武力攻撃事態等には緊急処理事態を含む）の適用によるため、改めての記載はしていない。

⑤安否情報システム運用開始に伴う文言修正

安否情報システムの運用開始を踏まえて記述を修正。

【基本指針変更】

変更後	変更前
○国〔総務省、消防庁〕は、 <u>安否情報の収集及び提供を行うシステムを適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供が行われるよう、その充実に努めるものとする。</u>	○国〔総務省、消防庁〕は、 <u>安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。</u>

【都計画変更 P.162 第4章第4節】

変更後	変更前
<p>2-6 安否情報の収集・提供</p> <p>(2) 総務大臣に対する報告</p> <p>○ 都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、<u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」</u>(以下「<u>安否情報システム</u>」という。)への入力を行い、<u>安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令(*)第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで総務省消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>	<p>2-6 安否情報の収集・提供</p> <p>(2) 総務大臣に対する報告</p> <p>○ 都は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令(*)第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで総務省消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p>

※その他の変更箇所 P.40 第3章第2節、P.162~163 第4章第4節、P.240 第8章第1節(略)

⑬エムネット、Jアラートの明記

警報等の情報伝達的手段としてエムネット、Jアラートの追加等の変更。

【基本指針変更】

変更後	変更前
<p>(2) 警報の通知及び伝達</p> <p>○警報の通知・伝達に当たっては、全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、<u>緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)</u>、<u>全国瞬時警報システム(J - A L E R T)</u>、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行</p>	<p>(2) 警報の通知及び伝達</p> <p>○警報の通知・伝達に当たっては、全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線を中心に、<u>霞が関WAN</u>、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共</p>

<p>政無線を中心に、<u>政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等、これらの情報通信手段をその特性に応じて適切かつ効果的に活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関へ通知・伝達するものとする。</u></p> <p>○（略）</p> <p><u>・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理、整備を行うこと。</u></p>	<p>ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等、これらの情報通信手段をその特性に応じて適切かつ効果的に活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関へ通知・伝達するものとする。</p>
---	--

【都計画変更 P.34 第3章第2節、P.120 第4章第3節】

変更後	変更前
<p>2 通信連絡体制の整備</p> <p>（2）通信連絡手段・システム等</p> <p>① 国の防災機関</p> <p>・ <u>緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク</u></p> <p>（削除）</p>	<p>2 通信連絡体制の整備</p> <p>（2）通信連絡手段・システム等</p> <p>① 国の防災機関</p> <p>・ 中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク</p> <p>（3）通信連絡体制の整備</p> <p>○ <u>都は、現在国が緊急時の警報伝達等のために検討している「全国瞬時警報システム（J－A L E R T）」の導入状況を踏まえ、必要なシステム及び機器の整備、充実を検討する。</u></p>

(削除)	(※脚注) (**) 消防庁は、弾道ミサイル等特に 対処に時間的余裕のない場合に、警報を 自動吹鳴させる「全国瞬時警報システム (J-ALERT)」の導入を検討している。
------	---

※その他の変更箇所 P. 229 第 8 章第 1 節、P. 251, 253 用語集 (略)

⑨救援事務の厚生労働省から内閣府への移管

災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴う整理。

「厚生労働大臣 → 内閣総理大臣」、「厚生労働省告示 → 内閣府告示」

【都計画変更 P. 105 第 4 章第 3 節】

変更後	変更前
2-3 救援に関する準備 (1) 救援の基準 ○ 都は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 ○ 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>内閣総理大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。	2-3 救援に関する準備 (1) 救援の基準 ○ 都は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 16 年厚生労働省告示第 343 号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 ○ 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、 <u>厚生労働大臣</u> に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

※その他の変更箇所 P. 143 第 4 章第 4 節 (略)

(2) 区市町村計画の変更が必要となる可能性がある事項

①防衛省の組織名変更

省庁の組織変更に伴う修正。

「防衛庁 → 防衛省」、「防衛庁長官 → 防衛大臣」

【都計画変更 P. 45 第 3 章第 3 節、P. 77, 80~82 第 4 章第 1 節、
P. 190 第 5 章第 1 節、P. 209 第 7 章第 3 節、P. 252 用語集 (略)】

②日本郵政公社の民営化に伴う組織名称変更

日本郵政公社の民営化に伴う組織名称変更。

「日本郵政公社 → 日本郵便株式会社」

【都計画変更 P.13 第1章第6節（略）】

④養護学校の名称変更

学校教育法等の改正に伴い、養護学校を特別支援学校に改める。

「養護学校 → 特別支援学校」

【都計画変更 該当なし】

⑦現地調整所の設置

これまでの訓練の成果、マニュアル整備等を踏まえて、現地関係機関の部隊が現場で活動を円滑に調整するための仕組みについて新たに記述。

【基本指針変更】

○市町村長又は都道府県知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

【都計画変更 変更なし（当初計画に記載済）】

⑧観光庁の新設

省庁の組織変更に伴う修正。

【都計画変更 P.252 用語集（略）】

⑨消費者庁の新設

省庁の組織変更に伴う修正。

【都計画変更 P.252 用語集（略）】

⑭大規模集客施設等における国民保護措置の実施

【基本指針変更】

○大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、地方公共団体は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

【都計画変更 変更なし（当初計画に記載済）】

⑯広域緊急援助隊の名称変更

【基本指針変更】

変更後	変更前
○警察庁及び都道府県警察は、 <u>広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一般</u>	○警察庁及び都道府県警察は、 <u>緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援</u>

部隊から構成される警察災害派遣隊の充実を図るよう努めるものとする	助隊の充実を図るよう努めるものとする。
----------------------------------	---------------------

【都計画変更 P.47 第3章第3節】

変更後	変更前
(7) <u>警察災害派遣隊</u> の充実・強化 ○ 警視庁は、他の道府県警察と連携して、 <u>警察災害派遣隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。	(5) <u>広域緊急援助隊</u> の充実・強化 ○ 警視庁は、他の道府県警察と連携して、 <u>広域緊急援助隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教育訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

※その他の変更箇所 P.61 第3章第5節、P.252 用語集（略）

⑰原子力規制委員会設置に伴う指定行政機関の名称変更

原子力規制委員会設置に伴う所管省庁の変更。

【都計画変更 P.62 第3章第6節】

変更後	変更前
生活関連等施設の種類の等及び所管省庁 第28条 5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） <u>原子力規制委員会</u> 6号 核原料物質 <u>原子力規制委員会</u> 7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） <u>原子力規制委員会</u>	生活関連等施設の種類の等及び所管省庁 第28条 5号 核燃料物質（汚染物質を含む。） <u>文部科学省、経済産業省</u> 6号 核原料物質 <u>文部科学省、経済産業省</u> 7号 放射性同位元素（汚染物質を含む。） <u>文部科学省</u>

※その他の変更箇所 P.252 用語集（略）

⑳核攻撃のスクリーニング及び除染の実施

【基本指針変更】

<u>○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>

【都計画変更 P.131 第4章第4節、P.218 第7章第4節（略）】

4 基本指針以外の留意事項

区市町村計画の変更にあたっては、上記の基本指針以外にも、都計画の変更内容を踏まえて御検討いただくことになります。

都計画の変更に伴い、文言修正を含め各区市町村計画の変更が必要になる事項もあると思われま
すので、都計画変更の新旧対照表等をご確認の上、各区市町村計画に反映させて
いただきますようお願いいたします。

なお、上記以外に各区市町村として個別に変更が必要な事項（例：組織変更等）についても、合わせて各区市町村計画への反映について、お願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

【担当】

東京都総務局総合防災部防災管理課国民保護担当

平井、金子 電話 03-5388-2587

メール Takaaki_Hirai@member.metro.tokyo.jp

資料 3-4

武蔵村山市国民保護計画修正案新旧対照表

旧頁等	修正案	現行												
P6	第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3 都の事務（都国民保護計画から引用）	第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3 都の事務												
P7 表中	4 指定地方行政機関の事務（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="215 459 1111 564"> <tr> <td data-bbox="215 459 483 564">北関東防衛局</td> <td data-bbox="483 459 1111 564"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 </td> </tr> </table>	北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	4 指定地方行政機関の事務（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="1176 459 2112 564"> <tr> <td data-bbox="1176 459 1444 564">東京防衛施設局</td> <td data-bbox="1444 459 2112 564"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 </td> </tr> </table>	東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整								
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整													
東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整													
P8 表中	6 指定公共機関・指定地方公共機関 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="215 651 1111 1024"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 651 439 699">機関等の名称</th> <th data-bbox="439 651 1111 699">事務又は業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 699 439 737">日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="439 699 1111 737">郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 737 439 1024">日本銀行</td> <td data-bbox="439 737 1111 1024"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務大綱	日本郵便株式会社	郵便の確保	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡調整	6 指定公共機関・指定地方公共機関（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="1202 651 2112 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="1202 651 1393 699">機関等の名称</th> <th data-bbox="1393 651 2112 699">事務又は業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1202 699 1393 737">日本郵政公社</td> <td data-bbox="1393 699 2112 737">郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1202 737 1393 865">日本銀行</td> <td data-bbox="1393 737 2112 865"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務大綱	日本郵政公社	郵便の確保	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
機関等の名称	事務又は業務大綱													
日本郵便株式会社	郵便の確保													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡調整													
機関等の名称	事務又は業務大綱													
日本郵政公社	郵便の確保													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持													
P8	削除	7 関係機関の連絡先 ※資料編に記載												
P9	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地形及び道路の位置等 【中略】 本市は、新宿副都心から西北方約30キロメートルにあり、東経139度23分26秒、北緯35度45分06秒に位置し、海拔は120メートル、東西5.2キロメートル、南北4.65キロメートル、面積は15.32平方キロメートルである。	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地形及び道路の位置等 【中略】 本市は、新宿副都心から北西方約30キロメートルにあり、東経139度23分24秒、北緯35度45分05秒に位置し、海拔は120メートル、東西5.2キロメートル、南北4.65キロメートル、面積は15.37平方キロメートルである。												
P10	2 気候 <u>年平均気温は15.4℃で、8月頃が最も高く、1月頃が最も低くなっている。降水量は梅雨の影響を受けて6月頃と、秋雨・台風の影響を受けて9月頃に多くなりやすくなっ</u>	2 気候 <u>気候は温暖で多量の降雪は見られない。</u> 【図 月別平均気温と降水量】												

旧頁等	修正案	現行																																																																																																																																																																																																				
	<p>ている。 削除【図 月別平均気温と降水量】</p>																																																																																																																																																																																																					
P10	<p>3 人口分布 本市の人口は、昭和20年代から昭和30年代までは、1万人台前半で推移していた。昭和40年代に入ると都営村山団地の建設等により、人口は大きく伸び、その後も、平成7年頃まで増加が継続した。平成7年以降、都営村山団地の建替事業により、緑が丘地区で大きく人口が減少した影響で、全体としても緩やかに人口が減少していたが、平成13年から平成16年までの期間で人口が下げ止まり、平成16年以降は、市内での宅地開発が進んだこと等により人口が増加し、最近の10年間では約6,000人増加している。</p> <p>また、平成30年1月1日現在の市内15の地区別人口をみると、大南が(〇〇〇〇〇人)で最も多く、次いで緑が丘(〇〇〇〇〇人)、学園(〇〇〇〇〇人)が多い地区となっている。一方で、横田基地内を除くと榎(〇〇〇〇〇人)、中藤(〇〇〇〇〇人)、岸(〇〇〇〇〇人)が少ない地区となっている。</p> <p>(1) 武蔵村山市の人口と世帯数</p> <table border="1" data-bbox="250 826 1102 970"> <tr> <td>総人口</td> <td>〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>〇〇〇〇〇〇世帯 (うち外国人登録〇〇〇世帯)</td> </tr> </table> <p>※平成30年1月1日現在</p> <p>(2) 町丁名別人口分布</p> <table border="1" data-bbox="232 1054 1122 1385"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> <th>町名</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中藤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>伊奈平</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神明</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>横田基地内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>三ツ藤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>榎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三ツ木</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>学園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大南</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中原</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緑が丘</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>残堀</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年1月1日現在</p>	総人口	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)	男	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)	女	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)	世帯数	〇〇〇〇〇〇世帯 (うち外国人登録〇〇〇世帯)	町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数	中藤					伊奈平					神明					横田基地内					中央					三ツ藤					本町					榎					三ツ木					学園					岸					大南					中原					緑が丘					残堀					合計					<p>3 人口分布 市の人口は、昭和41年まで旧青梅街道沿いに緩やかな伸びを見せていたが、市の東部に都営村山団地が建設された時を契機に、大南方面の宅地開発が活発となり、急激に人口増加の波が押し寄せてきた。昭和45年に市制が施行された頃には学園地区にもその広がりが見れはじめた。現在、市西部中原地区では公団と民間の両者による開発が一段落し、まとまった人口が出現している。</p> <p>また、榎地区及び伊奈平地区の一部では、大手自動車工場があったことと、これに起因する関連の工場があったことから、人口は少ないが、平成14年に当該大手自動車工場が撤退したことにより、広大な跡地開発が始まっている。</p> <p>併せて、新青梅街道に挟まれた榎地区では、都市核地区土地区画整理事業も始まり、近い将来、人口の増加が予想される。</p> <p>(1) 武蔵村山市の人口と世帯数</p> <table border="1" data-bbox="1211 826 2063 970"> <tr> <td>総人口</td> <td>67,829人 (うち外国人登録943人)</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>34,630人 (うち外国人登録394人)</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>34,199人 (うち外国人登録549人)</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>27,358世帯 (うち外国人登録382世帯)</td> </tr> </table> <p>※平成19年1月1日現在</p> <p>(2) 町丁名別人口分布</p> <table border="1" data-bbox="1193 1054 2083 1385"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> <th>町名</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中藤</td> <td>2,480</td> <td>1,247</td> <td>1,233</td> <td>871</td> <td>伊平</td> <td>4,177</td> <td>2,110</td> <td>2,067</td> <td>1,48</td> </tr> <tr> <td>神明</td> <td>3,337</td> <td>1,730</td> <td>1,607</td> <td>1,251</td> <td>横田基地内</td> <td>202</td> <td>63</td> <td>139</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>中央</td> <td>3,403</td> <td>1,736</td> <td>1,667</td> <td>1,241</td> <td>三ツ藤</td> <td>4,474</td> <td>2,261</td> <td>2,213</td> <td>1,701</td> </tr> <tr> <td>本町</td> <td>3,649</td> <td>1,841</td> <td>1,808</td> <td>1,386</td> <td>榎</td> <td>2,329</td> <td>1,215</td> <td>1,114</td> <td>928</td> </tr> <tr> <td>三ツ木</td> <td>3,592</td> <td>1,849</td> <td>1,743</td> <td>1,267</td> <td>学園</td> <td>5,931</td> <td>3,13</td> <td>2,818</td> <td>2,419</td> </tr> <tr> <td>岸</td> <td>2,801</td> <td>1,463</td> <td>1,338</td> <td>1,100</td> <td>大南</td> <td>13,302</td> <td>6,85</td> <td>6,417</td> <td>5,308</td> </tr> <tr> <td>中原</td> <td>4,421</td> <td>2,224</td> <td>2,197</td> <td>1,589</td> <td>緑が丘</td> <td>8,481</td> <td>3,762</td> <td>4,719</td> <td>4,197</td> </tr> <tr> <td>残堀</td> <td>5,307</td> <td>2,737</td> <td>2,570</td> <td>1,887</td> <td>合計</td> <td>67,886</td> <td>34,236</td> <td>33,650</td> <td>26,976</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年1月1日現在</p>	総人口	67,829人 (うち外国人登録943人)	男	34,630人 (うち外国人登録394人)	女	34,199人 (うち外国人登録549人)	世帯数	27,358世帯 (うち外国人登録382世帯)	町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数	中藤	2,480	1,247	1,233	871	伊平	4,177	2,110	2,067	1,48	神明	3,337	1,730	1,607	1,251	横田基地内	202	63	139	83	中央	3,403	1,736	1,667	1,241	三ツ藤	4,474	2,261	2,213	1,701	本町	3,649	1,841	1,808	1,386	榎	2,329	1,215	1,114	928	三ツ木	3,592	1,849	1,743	1,267	学園	5,931	3,13	2,818	2,419	岸	2,801	1,463	1,338	1,100	大南	13,302	6,85	6,417	5,308	中原	4,421	2,224	2,197	1,589	緑が丘	8,481	3,762	4,719	4,197	残堀	5,307	2,737	2,570	1,887	合計	67,886	34,236	33,650	26,976
総人口	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)																																																																																																																																																																																																					
男	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)																																																																																																																																																																																																					
女	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)																																																																																																																																																																																																					
世帯数	〇〇〇〇〇〇世帯 (うち外国人登録〇〇〇世帯)																																																																																																																																																																																																					
町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数																																																																																																																																																																																													
中藤					伊奈平																																																																																																																																																																																																	
神明					横田基地内																																																																																																																																																																																																	
中央					三ツ藤																																																																																																																																																																																																	
本町					榎																																																																																																																																																																																																	
三ツ木					学園																																																																																																																																																																																																	
岸					大南																																																																																																																																																																																																	
中原					緑が丘																																																																																																																																																																																																	
残堀					合計																																																																																																																																																																																																	
総人口	67,829人 (うち外国人登録943人)																																																																																																																																																																																																					
男	34,630人 (うち外国人登録394人)																																																																																																																																																																																																					
女	34,199人 (うち外国人登録549人)																																																																																																																																																																																																					
世帯数	27,358世帯 (うち外国人登録382世帯)																																																																																																																																																																																																					
町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数																																																																																																																																																																																													
中藤	2,480	1,247	1,233	871	伊平	4,177	2,110	2,067	1,48																																																																																																																																																																																													
神明	3,337	1,730	1,607	1,251	横田基地内	202	63	139	83																																																																																																																																																																																													
中央	3,403	1,736	1,667	1,241	三ツ藤	4,474	2,261	2,213	1,701																																																																																																																																																																																													
本町	3,649	1,841	1,808	1,386	榎	2,329	1,215	1,114	928																																																																																																																																																																																													
三ツ木	3,592	1,849	1,743	1,267	学園	5,931	3,13	2,818	2,419																																																																																																																																																																																													
岸	2,801	1,463	1,338	1,100	大南	13,302	6,85	6,417	5,308																																																																																																																																																																																													
中原	4,421	2,224	2,197	1,589	緑が丘	8,481	3,762	4,719	4,197																																																																																																																																																																																													
残堀	5,307	2,737	2,570	1,887	合計	67,886	34,236	33,650	26,976																																																																																																																																																																																													

旧頁等	修正案	現行
P11	<p>4 交通機関</p> <p><u>本市には軌道交通がないため、市民の主要な交通手段として、JR立川駅、昭島駅及び箱根ヶ崎駅、西武拝島線玉川上水駅などを結ぶ路線バス（立川バス、西武バス、都営バス）が利用されている。また、多摩都市モノレール上北台駅、西武拝島線玉川上水駅及び武蔵砂川駅、市内の主要な公共公益施設などを結ぶ市内循環バス（MMシャトル）も運行されている。</u></p>	<p>4 交通機関</p> <p><u>市には鉄道路線の整備はないが、公共交通機関ではJR中央線立川駅、同昭島駅、同箱根ヶ崎駅、西武拝島線東大和市駅等を利用する西武バス及び都営バス路線網が整備され、また、西武拝島線玉川上水駅、同武蔵砂川駅、多摩都市モノレールの上北台駅を利用する市内循環バス網が整備されている。</u></p>
P11	<p>5 米軍の施設等</p> <p>市の南西部には、<u>在日米軍司令部、第5空軍司令部、第374空輸航空団</u>等が駐留する横田基地が所在している。当該基地は、東西約2.9キロメートル、南北約4.5キロメートル、周囲約14キロメートルで、立川市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町及び本市の5市1町にまたがっている。</p> <p><u>面積は7,136,413平方メートル（約714ヘクタール・東京スタジアム約165個分）を有している。基地内には、飛行場（滑走路1本（3,350メートル×60メートル、オーバーラン両端300メートル）、住宅、事務所などが設置されており、<u>軍人3,900人、軍属700人、家族4,600人、日本人従業員2,200人</u>など、<u>約11,4070人が業務従事や生活をしている。</u></u></p>	<p>5 米軍の施設等</p> <p>市の南西部には、<u>米空軍第374空輸航空団</u>が駐留する横田基地が所在している。当該基地は、東西約2.9キロメートル、南北約4.5キロメートル、周囲約14キロメートルで、立川市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町及び本市の5市1町にまたがっている。</p> <p><u>面積は7,136,413平方メートル（約714ヘクタール・東京スタジアム約165個分）を有している。基地内には、飛行場（滑走路1本（3,350メートル×60メートル、オーバーラン両端300メートル）、住宅、事務所などが設置されており、<u>軍人3,900人、軍属700人、家族4,600人、日本人従業員2,200人</u>など、<u>約11,4070人が業務従事や生活をしている。</u></u></p>
P11	<p>6 <u>国立感染症研究所村山庁舎</u></p> <p><u>当施設は昭和56年、武蔵村山市学園四丁目7番地の1に開設され、敷地面積は19,748平方メートルで、現在、鉄筋コンクリート造による1号棟から10号棟までの実験棟を擁し、建物は実験棟のほかに、管理棟、コネクター棟、設備棟等で構成され、ワクチン検定やウイルス検査などが行われている。</u></p> <p><u>平成26年12月に関係機関と施設近隣の自治会等と構成する、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会が設置され、安全対策及び災害時対策等について協議が行われている。</u></p> <p><u>また、平成27年8月に、施設内に設置してある高度安全試験装置（BSL-4施設）が特定一種病原体等所持施設として指定されことに伴い、施設周辺での安全対策や災害・事故等発生時における関係機関等との連携について明記した対応マニュアルの整備が行われた。</u></p>	<p>6 <u>国立感染症研究所村山分室</u></p> <p><u>当施設は昭和56年、武蔵村山市学園四丁目7番地の1に開設され、敷地面積は19,780平方メートルで、現在、鉄筋コンクリート造による1号棟から8号棟までの実験棟を擁し、9号棟が建設途上にある。建物は実験棟のほかに、管理棟、設備棟、<u>汚水処理棟、倉庫</u>等で構成されている。当該施設では、P4の実験まで可能であるが、現在は日本脳炎、おたふく風邪、ポリオ、破傷風、風疹、鳥インフルエンザ等の、一般的にP3と呼称されるBSL-3（バイオセーフティレベル3）の実験及びワクチンの研究を行っている。</u></p>

旧頁等	修正案	現行
P12	<p>7 大規模商業施設</p> <p>武蔵村山市榎一丁目1番地の3の自動車工場跡地に、平成18年11月ダイヤモンドシティ・ミュー（平成19年9月イオンモールむさし村山ミューに、平成23年10月にイオンモールむさし村山に名称変更）が開店した。敷地面積は137,000平方メートル、建物の延床面積は約150,000平方メートル、自動車駐車場は約4,000台収容、来場者見込みは、休日で58,400人、平日で23,000人となっている。</p> <p><u>既存施設の敷地内及び東側に隣接する敷地内に増床する計画があり、今後更に昼間人口の増加が予想される。</u></p>	<p>7 大規模商業施設</p> <p>武蔵村山市榎一丁目1番地の3の自動車工場跡地に、平成18年11月ダイヤモンドシティ・ミューが開店した。敷地面積は137,000平方メートル、建物の延床面積は約150,000平方メートル、自動車駐車場は約4,000台収容、来場者見込みは、休日で58,400人、平日で23,000人となっている。</p>
P12	<p>8 都営村山団地</p> <p>都営村山団地は、昭和40年3月に村山一団地の住宅経営として都市計画決定がなされ、約55.3ヘクタールの敷地に昭和39年度から昭和41年度にかけて5,260戸建設された、東京都内最大級の都営団地としてスタートした。</p> <p><u>平成8年4月に、住宅の老朽化に伴う建替えを進めるため、「都営村山団地再生中期計画事業に関する基本協定」を締結し、平成9年に村山一団地の住宅施設の都市計画変更を経て、東京都による建替事業が進められてきた。</u></p> <p><u>平成26年には、村山一団地の住宅施設の廃止及び緑が丘地区地区計画の都市計画決定を行い、平成27年1月に、中期計画事業に引き続き「都営村山団地後期計画事業に関する基本協定」を締結し、後期計画事業として建替えが進められている。</u></p>	<p>8 都営住宅村山団地</p> <p><u>武蔵村山市緑が丘1460番地に所在する都営住宅村山団地は、敷地面積483,000平方メートルに5,260戸を擁する大規模団地として昭和41年に完成した。</u></p> <p><u>現在、建替事業が進められており、これが完成すると6,064戸となる予定である。本市内では他に例をみない高層の集合住宅の区域であり、多くの人口を抱えている。</u></p>
P12	<p>9 消防</p> <p>【中略】所轄となる消防署は、東京消防庁北多摩西部消防署で、三ツ木出張所と東大和出張所で構成されており、ポンプ車<u>6</u>台、はしご車1台、救急車<u>3</u>台をはじめ、計18台の消防車両が配備されている。</p> <p>【中略】消防団の装備は、ポンプ車5台、水槽付ポンプ車3台、可般ポンプ8台、指揮車1台、広報車1台である。</p>	<p>9 消防</p> <p>【中略】所轄となる消防署は、東京消防庁北多摩西部消防署で、三ツ木出張所と東大和出張所で構成されており、ポンプ車<u>5</u>台、はしご車1台、救急車<u>2</u>台をはじめ、計18台の消防車両が配備されている。</p> <p>【中略】消防団の装備は、ポンプ車5台、水槽付ポンプ車3台、可般ポンプ8台、指揮車1台である。</p>

旧頁等	修正案	現行						
P13	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p><u>武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。なお、市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。</u></p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p><u>市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。なお、これら4類型の特徴は、基本指針に記述されている。</u></p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 421 416 464">事態類型</th> <th data-bbox="416 421 1131 464">特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 464 416 1262"> <p><u>1 着上陸侵攻</u></p> <p><u>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u></p> </td> <td data-bbox="416 464 1131 1262"> <p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p>○ <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設のシュルによっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>《被害の範囲・期間》</u></p> <p>○ <u>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u></p> <p><u>《事態の予測・察知》</u></p> <p>○ <u>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1262 416 1460"> <p><u>2 グリラヤ特殊部隊による攻撃</u></p> <p><u>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設</u></p> </td> <td data-bbox="416 1262 1131 1460"> <p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>小人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定される</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	<p><u>1 着上陸侵攻</u></p> <p><u>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u></p>	<p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p>○ <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設のシュルによっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>《被害の範囲・期間》</u></p> <p>○ <u>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u></p> <p><u>《事態の予測・察知》</u></p> <p>○ <u>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</u></p>	<p><u>2 グリラヤ特殊部隊による攻撃</u></p> <p><u>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設</u></p>	<p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>小人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定される</u></p>	<p>(1) <u>着上陸侵攻</u></p> <p>(2) <u>ゲリラや特殊部隊による攻撃</u></p> <p>(3) <u>弾道ミサイル攻撃</u></p> <p>(4) <u>航空攻撃</u></p>
	事態類型	特徴						
<p><u>1 着上陸侵攻</u></p> <p><u>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u></p>	<p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p>○ <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設のシュルによっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>《被害の範囲・期間》</u></p> <p>○ <u>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u></p> <p><u>《事態の予測・察知》</u></p> <p>○ <u>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</u></p>							
<p><u>2 グリラヤ特殊部隊による攻撃</u></p> <p><u>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設</u></p>	<p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>小人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定される</u></p>							

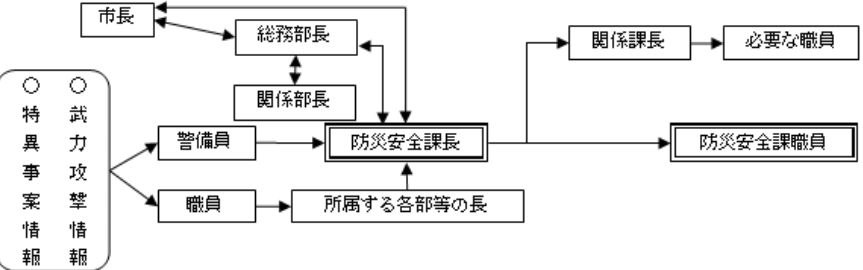
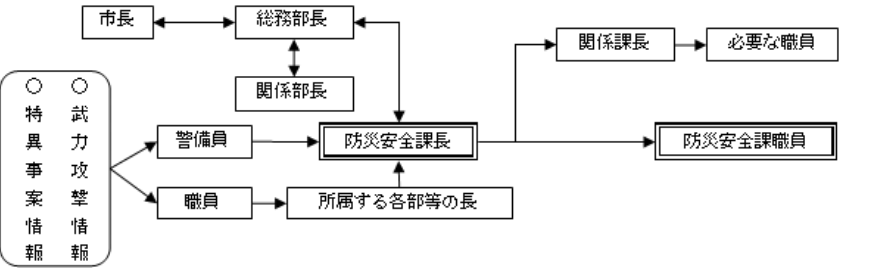
旧頁等	修正案	現行
	<p>への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p> <p>ことから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も予想される。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>○ 警察・自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>	
	<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p> <p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>	
	<p>4 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p> <p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p>	

旧頁等	修正案	現行						
	<p>《事態の予測・察知》</p> <p>○ <u>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</u></p>							
P13	<p>2 緊急対処事態</p> <p><u>緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。なお、市国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="206 719 1128 1469"> <tr> <td data-bbox="206 719 412 1225">1 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td data-bbox="412 719 1128 1225"> <p>○ <u>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</u></p> <p>○ <u>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></p> <p>○ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u></p> <p>○ <u>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1225 412 1369">2 大規模集客施設等への攻撃</td> <td data-bbox="412 1225 1128 1369"> <p>○ <u>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1369 412 1469">3 大量殺傷物質による攻撃</td> <td data-bbox="412 1369 1128 1469"> <p>○ <u>「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。</u></p> </td> </tr> </table>	1 危険物質を有する施設への攻撃	<p>○ <u>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</u></p> <p>○ <u>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></p> <p>○ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u></p> <p>○ <u>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</u></p>	2 大規模集客施設等への攻撃	<p>○ <u>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p>	3 大量殺傷物質による攻撃	<p>○ <u>「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。</u></p>	<p>2 緊急対処事態</p> <p>市国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。なお、これら4類型の特徴は、基本指針に記述されている。</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊</p> <p>イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</p> <p>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p>
1 危険物質を有する施設への攻撃	<p>○ <u>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</u></p> <p>○ <u>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></p> <p>○ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u></p> <p>○ <u>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</u></p>							
2 大規模集客施設等への攻撃	<p>○ <u>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p>							
3 大量殺傷物質による攻撃	<p>○ <u>「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。</u></p>							

旧頁等	修正案	現行						
	<p>4 交通機関を破壊手段としたテロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</u> ○ <u>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</u> ○ <u>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</u> 							
P13	<p>3 NBCを使用した攻撃</p> <p>武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。</p> <table border="1" data-bbox="203 906 1128 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 906 412 948">事態類型</th> <th data-bbox="412 906 1128 948">特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 948 412 1374"> <p>1 核兵器等</p> <p><u>(Nuclear)</u></p> </td> <td data-bbox="412 948 1128 1374"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</u> ○ <u>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</u> ○ <u>放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</u> ○ <u>原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1374 412 1469"> <p>2 生物兵器等</p> </td> <td data-bbox="412 1374 1128 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>人に知られることなく散布することが可能である。</u> ○ <u>生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動するこ</u> </td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	<p>1 核兵器等</p> <p><u>(Nuclear)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</u> ○ <u>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</u> ○ <u>放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</u> ○ <u>原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</u> 	<p>2 生物兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>人に知られることなく散布することが可能である。</u> ○ <u>生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動するこ</u> 	<p>3 NBCを使用した攻撃</p> <p>武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。<u>なお、NBC攻撃の特徴等は、基本指針に記述されている。</u></p>
事態類型	特徴							
<p>1 核兵器等</p> <p><u>(Nuclear)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</u> ○ <u>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</u> ○ <u>放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</u> ○ <u>原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</u> 							
<p>2 生物兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>人に知られることなく散布することが可能である。</u> ○ <u>生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動するこ</u> 							

旧頁等	修正案	現行				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="206 178 412 338"><u>(Biological)</u></td> <td data-bbox="412 178 1131 338"> <p><u>とにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</u></p> <p><u>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 338 412 759"> <p>3 化学兵器等</p> <p><u>(Chemical)</u></p> </td> <td data-bbox="412 338 1131 759"> <p><u>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</u></p> <p><u>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</u></p> <p><u>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。</u></p> <p><u>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</u></p> <p><u>○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</u></p> </td> </tr> </table>	<u>(Biological)</u>	<p><u>とにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</u></p> <p><u>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。</u></p>	<p>3 化学兵器等</p> <p><u>(Chemical)</u></p>	<p><u>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</u></p> <p><u>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</u></p> <p><u>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。</u></p> <p><u>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</u></p> <p><u>○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</u></p>	
<u>(Biological)</u>	<p><u>とにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</u></p> <p><u>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。</u></p>					
<p>3 化学兵器等</p> <p><u>(Chemical)</u></p>	<p><u>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</u></p> <p><u>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</u></p> <p><u>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。</u></p> <p><u>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</u></p> <p><u>○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</u></p>					

旧頁等	修正案	現行				
P15	第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部等における平素の業務 【修正部分のみ抜粋】	第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部等における平素の業務 【修正部分のみ抜粋】				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 376 434 419">各部等名</th> <th data-bbox="434 376 1133 419">平素の業務</th> </tr> </thead> </table>	各部等名	平素の業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 376 1395 419">各部等名</th> <th data-bbox="1395 376 2116 419">平素の業務</th> </tr> </thead> </table>	各部等名	平素の業務
	各部等名	平素の業務				
	各部等名	平素の業務				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 419 434 553">総務部</td> <td data-bbox="434 419 1133 553"> 11 救援物資の備蓄に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備 </td> </tr> </table>	総務部	11 救援物資の備蓄に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 419 1395 553">総務部</td> <td data-bbox="1395 419 2116 553"> 11 自治会等との連携に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備 </td> </tr> </table>	総務部	11 自治会等との連携に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備
	総務部	11 救援物資の備蓄に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備				
	総務部	11 自治会等との連携に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 553 434 684">企画財務部</td> <td data-bbox="434 553 1133 684"> 3 国立感染症研究所村山庁舎との情報連絡及び調整に関すること。 4 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。 </td> </tr> </table>	企画財務部	3 国立感染症研究所村山庁舎との情報連絡及び調整に関すること。 4 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 553 1395 684">企画財政部</td> <td data-bbox="1395 553 2116 684"> 4 ボランティアの受入れ体制等の整備に関すること。 </td> </tr> </table>	企画財政部	4 ボランティアの受入れ体制等の整備に関すること。
	企画財務部	3 国立感染症研究所村山庁舎との情報連絡及び調整に関すること。 4 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。				
	企画財政部	4 ボランティアの受入れ体制等の整備に関すること。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 684 434 743">市民部</td> <td data-bbox="434 684 1133 743">安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること。</td> </tr> </table>	市民部	安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 684 1395 743">市民部</td> <td data-bbox="1395 684 2116 743"> 2 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 </td> </tr> </table>	市民部	2 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。	
市民部	安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること。					
市民部	2 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 743 434 948">協働推進部</td> <td data-bbox="434 743 1133 948"> 1 自治会等との連携に関すること。 2 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。 3 外国人支援団体等との連携に関すること。 4 商工業会及び農業団体等との連携に関すること。 5 男女共同参画の推進に関すること。 </td> </tr> </table>	協働推進部	1 自治会等との連携に関すること。 2 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。 3 外国人支援団体等との連携に関すること。 4 商工業会及び農業団体等との連携に関すること。 5 男女共同参画の推進に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 743 1395 948">生活環境部</td> <td data-bbox="1395 743 2116 948"> 1 商工業及び農業等との連絡調整に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 </td> </tr> </table>	生活環境部	1 商工業及び農業等との連絡調整に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。	
協働推進部	1 自治会等との連携に関すること。 2 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。 3 外国人支援団体等との連携に関すること。 4 商工業会及び農業団体等との連携に関すること。 5 男女共同参画の推進に関すること。					
生活環境部	1 商工業及び農業等との連絡調整に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 948 434 1042">健康福祉部</td> <td data-bbox="434 948 1133 1042">2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要配慮者等の、安全確保に関すること。</td> </tr> </table>	健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要配慮者等の、安全確保に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 948 1395 1042">健康福祉部</td> <td data-bbox="1395 948 2116 1042">2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要援護者等の、安全確保に関すること。</td> </tr> </table>	健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要援護者等の、安全確保に関すること。	
健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要配慮者等の、安全確保に関すること。					
健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要援護者等の、安全確保に関すること。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1042 434 1165">都市整備部</td> <td data-bbox="434 1042 1133 1165"> 4 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。 </td> </tr> </table>	都市整備部	4 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1187 1042 1395 1165">都市整備部</td> <td data-bbox="1395 1042 2116 1165"> 4 その他復旧に係る事前対策に関すること。 </td> </tr> </table>	都市整備部	4 その他復旧に係る事前対策に関すること。	
都市整備部	4 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。					
都市整備部	4 その他復旧に係る事前対策に関すること。					

旧頁等	修正案	現行																														
P17 表中	3 東京消防庁における平素の業務（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="215 256 1120 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署</td> <td>5 特殊標章の交付・管理に関する事。<u>(東京消防庁職員に限る。)</u></td> </tr> </tbody> </table>	平素の業務		東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関する事。 <u>(東京消防庁職員に限る。)</u>	3 東京消防庁における平素の業務（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="1173 256 2101 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署</td> <td>5 特殊標章の交付・管理に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	平素の業務		東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関する事。																						
平素の業務																																
東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関する事。 <u>(東京消防庁職員に限る。)</u>																															
平素の業務																																
東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関する事。																															
P18	4 市職員の参集基準等 (3) 市の体制及び職員の参集基準等 【夜間、休日における情報収集及び連絡】 ① 宿直室に勤務する警備員は、武力攻撃情報、特異事案等の情報を入手した場合は、速やかに防災安全課長に連絡する。	4 市職員の参集基準等 (3) 市の体制及び職員の参集基準等 【夜間、休日における情報収集及び連絡】 ① 宿直室に勤務する警備員は、 <u>加入電話、ファックス等により</u> 武力攻撃情報、特異事案等の情報を入手した場合は、速やかに防災安全課長に連絡する。																														
P18 図中	【夜間、休日における情報収集及び連絡】 	【夜間、休日における情報収集及び連絡】 																														
P19	(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 市の幹部職員及び総務部防災安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。	(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 市の幹部職員及び総務部防災安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、 <u>ポケットベル等</u> を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。																														
P19 表中	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】 <table border="1" data-bbox="215 1193 1057 1406"> <thead> <tr> <th colspan="3">事前に指定する代替職員</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>企画財務部長</td> <td>市民部長</td> </tr> </tbody> </table>	事前に指定する代替職員			名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	市長	副市長	教育長	副市長	教育長	総務部長	総務部長	企画財務部長	市民部長	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】 <table border="1" data-bbox="1173 1193 2016 1406"> <thead> <tr> <th colspan="3">事前に指定する代替職員</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員（第1順位）</th> <th>代替職員（第2順位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>企画財政部長</td> <td>市民部長</td> </tr> </tbody> </table>	事前に指定する代替職員			名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	市長	副市長	教育長	副市長	教育長	総務部長	総務部長	企画財政部長	市民部長
事前に指定する代替職員																																
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）																														
市長	副市長	教育長																														
副市長	教育長	総務部長																														
総務部長	企画財務部長	市民部長																														
事前に指定する代替職員																																
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）																														
市長	副市長	教育長																														
副市長	教育長	総務部長																														
総務部長	企画財政部長	市民部長																														

旧頁等	修正案	現行																
P20 表中	<p>(7)職員の所掌事務</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="215 256 1131 464"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本的初動対応要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td rowspan="3">武蔵村山市災害時職員行動マニュアルに準じた初動対応を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>④市災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table>	基本的初動対応要領		②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルに準じた初動対応を実施する。	③市国民保護対策本部体制	④市災害対策本部体制	<p>(7)職員の所掌事務</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1176 256 2092 464"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本的初動対応要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td rowspan="3">武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3各部の初動応急対策）に準じた初動対応を実施する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>④市災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table>	基本的初動対応要領		②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3各部の初動応急対策）に準じた初動対応を実施する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照	③市国民保護対策本部体制	④市災害対策本部体制				
基本的初動対応要領																		
②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルに準じた初動対応を実施する。																	
③市国民保護対策本部体制																		
④市災害対策本部体制																		
基本的初動対応要領																		
②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3各部の初動応急対策）に準じた初動対応を実施する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照																	
③市国民保護対策本部体制																		
④市災害対策本部体制																		
P21 表中	<p>(8) 市対策本部の機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="215 539 1122 791"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>機能確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交代要員の確保その他職員の配置</td> <td rowspan="5">武蔵村山市災害時職員行動マニュアルの任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。</td> </tr> <tr> <td>食料、燃料等の備蓄及び確保</td> </tr> <tr> <td>自家発電設備の確保</td> </tr> <tr> <td>仮眠設備等の確保</td> </tr> <tr> <td>その他必要備蓄資材等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	項目	機能確保	交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルの任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。	食料、燃料等の備蓄及び確保	自家発電設備の確保	仮眠設備等の確保	その他必要備蓄資材等の確保	<p>(8) 市対策本部の機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="1176 539 2085 791"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>機能確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交代要員の確保その他職員の配置</td> <td rowspan="5">武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3）の任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照</td> </tr> <tr> <td>食料、燃料等の備蓄及び確保</td> </tr> <tr> <td>自家発電設備の確保</td> </tr> <tr> <td>仮眠設備等の確保</td> </tr> <tr> <td>その他必要備蓄資材等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	項目	機能確保	交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3）の任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照	食料、燃料等の備蓄及び確保	自家発電設備の確保	仮眠設備等の確保	その他必要備蓄資材等の確保
項目	機能確保																	
交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルの任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。																	
食料、燃料等の備蓄及び確保																		
自家発電設備の確保																		
仮眠設備等の確保																		
その他必要備蓄資材等の確保																		
項目	機能確保																	
交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3）の任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照																	
食料、燃料等の備蓄及び確保																		
自家発電設備の確保																		
仮眠設備等の確保																		
その他必要備蓄資材等の確保																		
P28	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備を図る。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備を図る。なお、同報系防災行政無線の整備に当たっては、<u>国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）の開発・整備の検討を踏まえる。</u></p>																

旧頁等	修正案	現行
P30 表中	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>②フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑫ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦、⑩に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 死体の安置場所</p> <p>⑮ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ 現在の居所</p> <p>⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <p>⑫ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑬ 死体の安置場所</p> <p>⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>

旧頁等	修正案	現行
P36 表中	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ <u>避難行動要支援者の避難行動支援プラン</u></div>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></div>
P37 表中	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動支援プラン</u>を活用しつつ、<u>要配慮者の避難対策</u>を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>要配慮者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>要配慮者対策統括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>災害時要援護者登録制度</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策</u>を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>災害要援護者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>災害要援護者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>
P37	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「<u>避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）</u>」や「<u>避難実施要領パターン作成の手引き（平成23年10月）</u>」を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成する<u>マニュアル</u>を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>

旧頁等	修正案	現行																												
P38 図中	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>【緊急物資等の配送の概要】</p> <p>広域輸送基地</p>	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>【緊急物資等の配送の概要】</p> <p>広域輸送拠点</p>																												
P40 図中	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1)生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="224 1021 1108 1228"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設・物質の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第28条	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1)生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1187 1021 2072 1308"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設・物質の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>経済産業省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第28条	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	経済産業省 経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質含む。）	文部科学省
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																											
第28条	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																											
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																											
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																											
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																											
第28条	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																											
	6号	核原料物質	経済産業省 経済産業省																											
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む。）	文部科学省																											

旧頁等	修正案	現行														
P41	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>① 市による生活基盤等の確保</p> <p>市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>② 指定公共機関等による生活基盤等の確保</p> <p>市は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれ国民保護業務計画に基づき、必要な措置や準備が講ぜられるように情報提供を行う。</p> <table border="1" data-bbox="206 579 1131 957"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>必要な措置・準備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業者及びガス事業者</td> <td>電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td>郵便を確保するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>一般信書便事業者</td> <td>信書便を確保するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関</td> <td>医療を確保するため必要な措置</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	必要な措置・準備	電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置	運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置	電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置	郵便事業者	郵便を確保するために必要な措置	一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置	病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p>
機 関	必要な措置・準備															
電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置															
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置															
電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置															
郵便事業者	郵便を確保するために必要な措置															
一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置															
病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置															
P46	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部</p> <p>市対策本部の組織及び運営は、国民保護法、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年10月10日武蔵村山市条例第40号)、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則に基づき行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部</p> <p>市対策本部の組織及び運営は、国民保護法、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年10月10日武蔵村山市条例第40号)、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年度中に制定予定)に基づき行う。</p>														

旧頁等	修正案	現行																				
P47 図中	<p>(3) 市対策本部の組織</p> <p>【市対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国民保護対策部</td></tr> <tr><td>企画財務対策部</td></tr> <tr><td>市民対策部</td></tr> <tr><td>協働推進対策部</td></tr> <tr><td>健康福祉対策部</td></tr> <tr><td>都市整備対策部</td></tr> <tr><td>会計対策部</td></tr> <tr><td>議会対策部</td></tr> <tr><td>教育対策部</td></tr> <tr><td>消防対策部</td></tr> </table> </div>	国民保護対策部	企画財務対策部	市民対策部	協働推進対策部	健康福祉対策部	都市整備対策部	会計対策部	議会対策部	教育対策部	消防対策部	<p>(3) 市対策本部の組織</p> <p>【市対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国民保護対策部</td></tr> <tr><td>企画財政対策部</td></tr> <tr><td>市民対策部</td></tr> <tr><td>生活環境対策部</td></tr> <tr><td>健康福祉対策部</td></tr> <tr><td>都市整備対策部</td></tr> <tr><td>教育対策部</td></tr> <tr><td>議会対策部</td></tr> <tr><td>出納対策部</td></tr> <tr><td>消防対策部</td></tr> </table> </div>	国民保護対策部	企画財政対策部	市民対策部	生活環境対策部	健康福祉対策部	都市整備対策部	教育対策部	議会対策部	出納対策部	消防対策部
国民保護対策部																						
企画財務対策部																						
市民対策部																						
協働推進対策部																						
健康福祉対策部																						
都市整備対策部																						
会計対策部																						
議会対策部																						
教育対策部																						
消防対策部																						
国民保護対策部																						
企画財政対策部																						
市民対策部																						
生活環境対策部																						
健康福祉対策部																						
都市整備対策部																						
教育対策部																						
議会対策部																						
出納対策部																						
消防対策部																						
P49 表中	<p>2 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の機能</p> <p>イ 市の各部等における武力攻撃事態等における業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">国民保護対策部 本部班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策部に関すること。 2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。 5 国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。 6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。 7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。 </td> </tr> </table>	国民保護対策部 本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策部に関すること。 2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。 5 国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。 6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。 7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。 	<p>2 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の機能</p> <p>イ 市の各部等における武力攻撃事態等における業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">国民保護対策部 本部班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策部に関すること。 2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括（通信統一窓口）に関すること。 3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。 5 市国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。 6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。 </td> </tr> </table>	国民保護対策部 本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策部に関すること。 2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括（通信統一窓口）に関すること。 3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。 5 市国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。 6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。 																
国民保護対策部 本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策部に関すること。 2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。 5 国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。 6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。 7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。 																					
国民保護対策部 本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策部に関すること。 2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括（通信統一窓口）に関すること。 3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。 5 市国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。 6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。 																					

旧頁等	修正案	現行																																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="206 178 398 459">総務契約班</td> <td data-bbox="398 178 1133 459"> <ol style="list-style-type: none"> 1 車両の調達及び配車に関すること。 2 市庁舎の保全に関すること。 3 救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。 4 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 5 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 6 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。 7 他の部及び班に属さない業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 459 398 603">文書情報班</td> <td data-bbox="398 459 1133 603"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>武力攻撃災害関係文書の受発信に関すること。</u> 2 <u>市の電子計算組織の保全に関すること。</u> 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 603 398 724">職員班</td> <td data-bbox="398 603 1133 724"> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務及び給与等に関すること。 2 労務の供給に関すること。 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 724 398 807">選挙班</td> <td data-bbox="398 724 1133 807"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 807 398 890">監査班</td> <td data-bbox="398 807 1133 890"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 890 398 1091">企画財務対策部 秘書広報班</td> <td data-bbox="398 890 1133 1091"> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。 4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 5 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1091 398 1174">企画政策班</td> <td data-bbox="398 1091 1133 1174"> <ol style="list-style-type: none"> 1 復旧に係る総合調整に関すること。 2 部内の連絡調整及び<u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1174 398 1295">財政班</td> <td data-bbox="398 1174 1133 1295"> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。 2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること。</u> 3 <u>他の班へ応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1295 398 1455">市民対策部 市民班</td> <td data-bbox="398 1295 1133 1455"> <ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 3 出張所の庁舎の保全に関すること。 4 被害状況の調査及び報告に関すること。 </td> </tr> </table>	総務契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の調達及び配車に関すること。 2 市庁舎の保全に関すること。 3 救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。 4 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 5 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 6 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。 7 他の部及び班に属さない業務に関すること。 	文書情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>武力攻撃災害関係文書の受発信に関すること。</u> 2 <u>市の電子計算組織の保全に関すること。</u> 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務及び給与等に関すること。 2 労務の供給に関すること。 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	選挙班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	監査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	企画財務対策部 秘書広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。 4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 5 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧に係る総合調整に関すること。 2 部内の連絡調整及び<u>他の班への応援に関すること。</u> 	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。 2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること。</u> 3 <u>他の班へ応援に関すること。</u> 	市民対策部 市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 3 出張所の庁舎の保全に関すること。 4 被害状況の調査及び報告に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 178 1361 497">総務班</td> <td data-bbox="1361 178 2114 497"> <ol style="list-style-type: none"> 1 車両の調達及び配車に関すること。 2 <u>武力攻撃災害関係文書の受・発信に関すること。</u> 3 市庁舎の<u>安全確保</u>に関すること。 4 <u>民間協力団体への協力要請に関すること。</u> 5 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 7 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。 8 他の部及び班に属さない業務に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 497 1361 619">職員班</td> <td data-bbox="1361 497 2114 619"> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務及び給与等に関すること。 2 労務の供給に関すること。 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 619 1361 740">管財契約班</td> <td data-bbox="1361 619 2114 740"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。</u> 2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること。</u> 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 740 1361 785">選挙班</td> <td data-bbox="1361 740 2114 785"> <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 785 1361 829">監査班</td> <td data-bbox="1361 785 2114 829"> <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 829 1361 1072">企画財務対策部 秘書広報班</td> <td data-bbox="1361 829 2114 1072"> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。 4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 5 <u>ボランティアの受入れ、派遣等の総合調整に関すること。</u> 6 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1072 1361 1155">企画政策班</td> <td data-bbox="1361 1072 2114 1155"> <ol style="list-style-type: none"> 1 復旧に係る総合調整に関すること。 2 部内の連絡調整及び<u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1155 1361 1238">財政班</td> <td data-bbox="1361 1155 2114 1238"> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1238 1361 1321">会計班</td> <td data-bbox="1361 1238 2114 1321"> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1321 1361 1473">市民対策部 市民班</td> <td data-bbox="1361 1321 2114 1473"> <ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 <u>在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。</u> 3 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 4 <u>外国人の救援支援に関すること。</u> </td> </tr> </table>	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の調達及び配車に関すること。 2 <u>武力攻撃災害関係文書の受・発信に関すること。</u> 3 市庁舎の<u>安全確保</u>に関すること。 4 <u>民間協力団体への協力要請に関すること。</u> 5 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 7 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。 8 他の部及び班に属さない業務に関すること。 	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務及び給与等に関すること。 2 労務の供給に関すること。 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	管財契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。</u> 2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること。</u> 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	選挙班	<u>他の班への応援に関すること。</u>	監査班	<u>他の班への応援に関すること。</u>	企画財務対策部 秘書広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。 4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 5 <u>ボランティアの受入れ、派遣等の総合調整に関すること。</u> 6 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧に係る総合調整に関すること。 2 部内の連絡調整及び<u>他の班への応援に関すること。</u> 	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 	市民対策部 市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 <u>在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。</u> 3 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 4 <u>外国人の救援支援に関すること。</u>
総務契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の調達及び配車に関すること。 2 市庁舎の保全に関すること。 3 救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。 4 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 5 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 6 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。 7 他の部及び班に属さない業務に関すること。 																																							
文書情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>武力攻撃災害関係文書の受発信に関すること。</u> 2 <u>市の電子計算組織の保全に関すること。</u> 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務及び給与等に関すること。 2 労務の供給に関すること。 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
選挙班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
監査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
企画財務対策部 秘書広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。 4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 5 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧に係る総合調整に関すること。 2 部内の連絡調整及び<u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。 2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること。</u> 3 <u>他の班へ応援に関すること。</u> 																																							
市民対策部 市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 3 出張所の庁舎の保全に関すること。 4 被害状況の調査及び報告に関すること。 																																							
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の調達及び配車に関すること。 2 <u>武力攻撃災害関係文書の受・発信に関すること。</u> 3 市庁舎の<u>安全確保</u>に関すること。 4 <u>民間協力団体への協力要請に関すること。</u> 5 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 7 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。 8 他の部及び班に属さない業務に関すること。 																																							
職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務及び給与等に関すること。 2 労務の供給に関すること。 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
管財契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。</u> 2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理に関すること。</u> 3 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
選挙班	<u>他の班への応援に関すること。</u>																																							
監査班	<u>他の班への応援に関すること。</u>																																							
企画財務対策部 秘書広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関すること。 2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。 4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 5 <u>ボランティアの受入れ、派遣等の総合調整に関すること。</u> 6 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 復旧に係る総合調整に関すること。 2 部内の連絡調整及び<u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u> 																																							
市民対策部 市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 <u>在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。</u> 3 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 4 <u>外国人の救援支援に関すること。</u> 																																							

旧頁等	修正案		現行	
	保険年金班	<ul style="list-style-type: none"> 5 国民健康保険の資格確認に関するこ。 1 国民健康保険税の減免に関するこ。 2 国民健康保険税の納期限の延期に関するこ。 3 後期高齢者医療保険料の減免に関するこ。 4 他の班への応援に関するこ。 		<ul style="list-style-type: none"> 5 出張所の庁舎の保全に関するこ。 6 被害状況の調査及び報告に関するこ。 7 り災証明の発行に関するこ。 8 国民健康保険の資格確認に関するこ。 9 他班への応援に関するこ。
	課税班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災状況の調査及び報告に関するこ。 2 市税の納期期限の延長に関するこ。 3 り災証明の発行に関するこ。 4 被災者に対する市税の減免に関するこ。 5 部内の連絡調整及び他の班への応援に関するこ。 	課税班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災状況の調査及び報告に関するこ。 2 り災証明の発行に関するこ。 3 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関するこ。 4 部内の連絡調整及び他班への応援に関するこ。
	収納班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税及び国民健康保険税の徴収の猶予に関するこ。 2 他班への応援に関するこ。 	収納班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市税及び国民健康保険税の納期限の延期に関するこ。 2 他班への応援に関するこ。
	協働推進対策部 協働推進班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民との協働に関するこ。 2 自治会との連絡調整に関するこ。 3 ボランティアの受入れに関するこ。 4 外国人支援団体等との連絡調整に関するこ。 5 部内の連絡調整及び他の班への応援に関するこ。 	生活環境対策部 環境班	<ul style="list-style-type: none"> 1 し尿及びごみの処理に関するこ。 2 被災地の清掃に関するこ。 3 武力攻撃災害による廃棄物の処理に係る調整に関するこ。 4 他班への応援に関するこ。
	産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 1 民間協力団体への協力要請に関するこ。 2 農畜産業の災害対策及び被害調査に関するこ。 3 商工業の災害対策及び被害調査に関するこ。 4 被害農家及び中小企業の融資に関するこ。 5 離職者の就業相談に関するこ。 6 救援物資の調達に関するこ。 7 商工会及び農業団体等との連絡調整に関するこ。 	産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 1 農畜産業の被災対策及び被害調査に関するこ。 2 商工業の被災対策及び被害調査に関するこ。 3 被災農家及び中小企業関係の融資に関するこ。 4 離職者の就業相談に関するこ。 5 救援物資の調達に関するこ。 6 商工会等との連絡調整に関するこ。 7 所管する施設の被害調査に関するこ。 8 部内の連絡調整及び他班への応援に関するこ。
	観光班	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査に関するこ。 2 他班への応援に関するこ。 	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関するこ。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関するこ。 3 下水道施設の被害調査及び復旧に関するこ。 4 下水道工事事業者に対する協力要請に関するこ。 5 他班への応援に関するこ。
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の環境保全に関するこ。 2 公園、運動広場等の保全及び復旧対策に関するこ。 3 他班への応援に関するこ。 	健康福祉対策部 地域福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉会館利用者の避難及び救護に関するこ。 2 義援金品の受領及び配分に関するこ。

旧頁等	修正案	現行																														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 180 389 312">ごみ対策班</td> <td data-bbox="389 180 1133 312"> <ol style="list-style-type: none"> 1 し尿及びごみの処理に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 武力攻撃災害による廃棄物の処理に係る調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 312 389 475">健康福祉対策部 地域福祉班</td> <td data-bbox="389 312 1133 475"> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉会館利用者の避難及び救護に関すること。 2 義援金品の受領及び配分に関すること。 3 避難行動要支援者に関すること。 4 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 475 389 676">高齢福祉班</td> <td data-bbox="389 475 1133 676"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に収容された要介護者に対する介護に関すること。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 3 高齢者等に対する救護に関すること。 4 所管する施設の被害調査に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 676 389 919">障害福祉班</td> <td data-bbox="389 676 1133 919"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び避難者の収容に関すること。 2 避難者の誘導及び輸送に関すること。 3 障害者等に対する救護に関すること。 4 避難所との連絡調整に関すること。 5 市民総合センターの庁舎の保全に関すること。 6 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 919 389 1015">子育て支援班</td> <td data-bbox="389 919 1133 1015"> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査に関すること。 2 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1015 389 1216">子ども育成班</td> <td data-bbox="389 1015 1133 1216"> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び学童クラブ児童の救護に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 避難所の運営等の協力に関すること。 4 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1216 389 1378">生活福祉班</td> <td data-bbox="389 1216 1133 1378"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者に対する救護に関すること。 2 要援護者に対する救護に関すること。 3 その他被災者の救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1378 389 1457">健康推進班</td> <td data-bbox="389 1378 1133 1457"> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 </td> </tr> </table>	ごみ対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿及びごみの処理に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 武力攻撃災害による廃棄物の処理に係る調整に関すること。 	健康福祉対策部 地域福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉会館利用者の避難及び救護に関すること。 2 義援金品の受領及び配分に関すること。 3 避難行動要支援者に関すること。 4 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 	高齢福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に収容された要介護者に対する介護に関すること。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 3 高齢者等に対する救護に関すること。 4 所管する施設の被害調査に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 	障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び避難者の収容に関すること。 2 避難者の誘導及び輸送に関すること。 3 障害者等に対する救護に関すること。 4 避難所との連絡調整に関すること。 5 市民総合センターの庁舎の保全に関すること。 6 他の班への応援に関すること。 	子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査に関すること。 2 他の班への応援に関すること。 	子ども育成班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び学童クラブ児童の救護に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 避難所の運営等の協力に関すること。 4 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 	生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者に対する救護に関すること。 2 要援護者に対する救護に関すること。 3 その他被災者の救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 	健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 180 1346 220">高齢福祉班</td> <td data-bbox="1346 180 2112 220"> <ol style="list-style-type: none"> 3 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 220 1346 379">障害福祉班</td> <td data-bbox="1346 220 2112 379"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 3 高齢者等に対する救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 379 1346 580">児童福祉班</td> <td data-bbox="1346 379 2112 580"> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び学童クラブ児童の避難及び救護に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 避難所の設営等の協力に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 580 1346 740">生活福祉班</td> <td data-bbox="1346 580 2112 740"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者に対する救護に関すること。 2 要援護者に対する救護に関すること。 3 その他被災者の救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 740 1346 1227">健康推進班</td> <td data-bbox="1346 740 2112 1227"> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救急医薬品の確保に関すること。 4 保健衛生に関すること。 5 遺体の搬送及び収容に関すること。 6 救護所の設営に関すること。 7 保健相談センターの庁舎の保全に関すること。 8 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1227 1346 1394">都市整備対策部 まちづくり班</td> <td data-bbox="1346 1227 2112 1394"> <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地造成地等の危険箇所の被害調査及び応急措置に関すること。 2 都市計画施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 復旧計画の策定に関すること。 4 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1394 1346 1457">区画整理班</td> <td data-bbox="1346 1394 2112 1457"> <ol style="list-style-type: none"> 他の班への応援に関すること。 </td> </tr> </table>	高齢福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 3 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 	障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 3 高齢者等に対する救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 	児童福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び学童クラブ児童の避難及び救護に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 避難所の設営等の協力に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 	生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者に対する救護に関すること。 2 要援護者に対する救護に関すること。 3 その他被災者の救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 	健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救急医薬品の確保に関すること。 4 保健衛生に関すること。 5 遺体の搬送及び収容に関すること。 6 救護所の設営に関すること。 7 保健相談センターの庁舎の保全に関すること。 8 他の班への応援に関すること。 	都市整備対策部 まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地造成地等の危険箇所の被害調査及び応急措置に関すること。 2 都市計画施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 復旧計画の策定に関すること。 4 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 	区画整理班	<ol style="list-style-type: none"> 他の班への応援に関すること。
ごみ対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿及びごみの処理に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 武力攻撃災害による廃棄物の処理に係る調整に関すること。 																															
健康福祉対策部 地域福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉会館利用者の避難及び救護に関すること。 2 義援金品の受領及び配分に関すること。 3 避難行動要支援者に関すること。 4 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 																															
高齢福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に収容された要介護者に対する介護に関すること。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 3 高齢者等に対する救護に関すること。 4 所管する施設の被害調査に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 																															
障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び避難者の収容に関すること。 2 避難者の誘導及び輸送に関すること。 3 障害者等に対する救護に関すること。 4 避難所との連絡調整に関すること。 5 市民総合センターの庁舎の保全に関すること。 6 他の班への応援に関すること。 																															
子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設の被害調査に関すること。 2 他の班への応援に関すること。 																															
子ども育成班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び学童クラブ児童の救護に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 避難所の運営等の協力に関すること。 4 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 																															
生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者に対する救護に関すること。 2 要援護者に対する救護に関すること。 3 その他被災者の救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 																															
健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 																															
高齢福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 3 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 																															
障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 3 高齢者等に対する救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 																															
児童福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児及び学童クラブ児童の避難及び救護に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 避難所の設営等の協力に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 																															
生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所収容者に対する救護に関すること。 2 要援護者に対する救護に関すること。 3 その他被災者の救護に関すること。 4 他の班への応援に関すること。 																															
健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関すること。 2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救急医薬品の確保に関すること。 4 保健衛生に関すること。 5 遺体の搬送及び収容に関すること。 6 救護所の設営に関すること。 7 保健相談センターの庁舎の保全に関すること。 8 他の班への応援に関すること。 																															
都市整備対策部 まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地造成地等の危険箇所の被害調査及び応急措置に関すること。 2 都市計画施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 復旧計画の策定に関すること。 4 部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。 																															
区画整理班	<ol style="list-style-type: none"> 他の班への応援に関すること。 																															

旧頁等	修正案		現行	
		3 救急医薬品の確保に関する事。 4 保健衛生に関する事。 5 遺体の搬送及び収容に関する事。 6 救護所の設営に関する事。 7 保健相談センターの庁舎の保全に関する事。 8 <u>他の班</u> への応援に関する事。	<u>道路公園班</u>	1 <u>道路及び橋りょうの保全及び復旧対策に関する事。</u> 2 <u>道路障害物の除去作業に関する事。</u> 3 <u>公園、運動広場等の保全及び復旧対策に関する事。</u> 4 <u>他班への応援に関する事。</u>
	都市整備対策部 <u>都市計画班</u>	1 <u>被災した宅地の危険度判定に関する事。</u> 2 <u>災害復興に係る都市計画に関する事。</u> 3 <u>部内の連絡調整及び他の班への応援に関する事。</u>	施設班	1 避難所施設の建設に関する事。 2 庁舎等公共施設の保全・補修に関する事。 3 応急仮設住宅等の建設及び被災住宅の応急修理に関する事。 4 <u>道路、河川等の保全及び復旧工事に関する事。</u> 5 <u>建設業協会との連絡及び協力要請に関する事。</u> 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。 7 <u>他班への応援に関する事。</u>
	区画整理班	1 <u>応急給水に関する事。</u> 2 <u>他の班への応援に関する事。</u>	教育対策部 教育総務班	1 児童及び生徒の救護に関する事。 2 児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事。 3 文教施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 5 <u>部内の連絡調整及び他の班への応援に関する事。</u>
<u>道路下水道班</u>		1 <u>公共施設の被害調査及び復旧に関する事。</u> 2 <u>道路、河川及び橋りょうの応急対策及び復旧対策に関する事。</u> 3 <u>道路障害物の除去作業に関する事。</u> 4 <u>建設業協会との連携及び協力要請に関する事。</u> 5 応急給水に関する事。 6 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関する事。 7 下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 8 下水道工事事業者に対する協力要請に関する事。 9 <u>他の班への応援に関する事。</u>	教育指導班	1 教職員の非常配備に関する事。 2 応急教育実施の計画及び指導に関する事。 3 <u>他班への応援に関する事。</u>
	施設班	1 避難所施設の建設に関する事。 2 庁舎等公共施設の保全及び補修に関する事。 3 応急仮設住宅等の建設及び被災住宅の応急修理に関する事。 4 被災建築物応急危険度判定に関する事。 5 <u>他の班への応援に関する事。</u>	学校給食班	1 避難所等への応急給食に関する事。 2 <u>他班への応援に関する事。</u>
会計対策部 会計班		1 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関する事。 2 <u>他の班への応援に関する事。</u>	<u>生涯学習班</u>	1 <u>施設利用者の避難及び救護に関する事。</u> 2 <u>施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。</u> 3 <u>施設の被害調査及び復旧に関する事。</u> 4 文化財等の保護に関する事。 5 <u>他班への応援に関する事。</u>
議会対策部 議会班		1 市議会との連絡調整に関する事。 2 <u>他の班への応援に関する事。</u>	体育班	1 <u>施設利用者の避難及び救護に関する事。</u> 2 <u>施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。</u> 3 <u>施設の被害調査及び復旧に関する事。</u> 4 <u>他班への応援に関する事。</u>
教育対策部 教育総務班		1 児童及び生徒の救護に関する事。 2 児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事。 3 文教施設の被害調査及び復旧に関する事。		

旧頁等	修正案	現行																				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 180 394 256"></td> <td data-bbox="394 180 1133 256"> 4 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関する事 5 部内の連絡調整及び他の班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 256 394 421">教育指導班</td> <td data-bbox="394 256 1133 421"> 1 教職員の非常配備に関する事。 2 応急教育実施の計画及び指導に関する事。 3 所管する施設の被災状況の把握に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 421 394 497">学校給食班</td> <td data-bbox="394 421 1133 497"> 1 避難所等への応急給食に関する事。 2 他の班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 497 394 703">文化振興班</td> <td data-bbox="394 497 1133 703"> 1 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 文化財等の保護に関する事。 5 他の班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 703 394 868">スポーツ振興班</td> <td data-bbox="394 703 1133 868"> 1 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 868 394 1032">図書館班</td> <td data-bbox="394 868 1133 1032"> 1 所管する施設利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他の班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1032 394 1150">消防対策部 消防班</td> <td data-bbox="394 1032 1133 1150"> 1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。 </td> </tr> </table>		4 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関する事 5 部内の連絡調整及び他の班への応援に関する事。	教育指導班	1 教職員の非常配備に関する事。 2 応急教育実施の計画及び指導に関する事。 3 所管する施設の被災状況の把握に関する事。 4 他の班への応援に関する事。	学校給食班	1 避難所等への応急給食に関する事。 2 他の班への応援に関する事。	文化振興班	1 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 文化財等の保護に関する事。 5 他の班への応援に関する事。	スポーツ振興班	1 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他の班への応援に関する事。	図書館班	1 所管する施設利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他の班への応援に関する事。	消防対策部 消防班	1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1164 180 1350 344">図書館班</td> <td data-bbox="1350 180 2089 344"> 1 施設利用者の避難及び救護に関する事。 2 施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 344 1350 421">議会对策部 議会班</td> <td data-bbox="1350 344 2089 421"> 1 市議会との連絡調整に関する事。 2 他班への応援に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 421 1350 539">消防対策部 消防班</td> <td data-bbox="1350 421 2089 539"> 1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。 </td> </tr> </table>	図書館班	1 施設利用者の避難及び救護に関する事。 2 施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他班への応援に関する事。	議会对策部 議会班	1 市議会との連絡調整に関する事。 2 他班への応援に関する事。	消防対策部 消防班	1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。
	4 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関する事 5 部内の連絡調整及び他の班への応援に関する事。																					
教育指導班	1 教職員の非常配備に関する事。 2 応急教育実施の計画及び指導に関する事。 3 所管する施設の被災状況の把握に関する事。 4 他の班への応援に関する事。																					
学校給食班	1 避難所等への応急給食に関する事。 2 他の班への応援に関する事。																					
文化振興班	1 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 文化財等の保護に関する事。 5 他の班への応援に関する事。																					
スポーツ振興班	1 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他の班への応援に関する事。																					
図書館班	1 所管する施設利用者の避難及び救護に関する事。 2 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他の班への応援に関する事。																					
消防対策部 消防班	1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。																					
図書館班	1 施設利用者の避難及び救護に関する事。 2 施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 3 施設の被害調査及び復旧に関する事。 4 他班への応援に関する事。																					
議会对策部 議会班	1 市議会との連絡調整に関する事。 2 他班への応援に関する事。																					
消防対策部 消防班	1 武力攻撃災害への対処に関する事。 2 避難住民の誘導に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。																					
P55 表中	(4) 市対策本部における広報等 【市対策本部における広報体制】 ④ 関係する報道機関への情報提供 削除	(4) 市対策本部における広報等 【市対策本部における広報体制】 ④ 関係する報道機関への情報提供 ※資料編参照																				

旧頁等	修正案	現行
P59	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・都の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・都の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。<u>なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力を努める。</u></p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・都の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・都の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>
P60	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</p> <p>また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、<u>陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦室システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。</u></p> <p>(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動※により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p><u>※内閣総理大臣命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）</u></p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</p> <p>また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、<u>陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。</u></p> <p>(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p><u>(3) 市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、都、警視庁等関係機関と十分に協議する。</u></p>
P61	<p>【新規】</p> <p>7 国立感染症研究所村山庁舎との連携</p> <p>市は、国立感染症研究所村山庁舎において武力攻撃事態が発生した場合は、平成28年7月、国立感染症研究所村山庁舎において作成した、「国立感染症研究所村山庁舎に係る災害・事故等発生時における対応マニュアル」に基づき、連携等を図るものとする。</p>	

旧頁等	修正案	現行
P61	8 自主防災組織等に対する支援等	7 自主防災組織等に対する支援等
P62	9 住民への協力要請	8 住民への協力要請
P64	<p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の内容の伝達等</p> <p>ア 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある<u>国公私</u>の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p>	<p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の内容の伝達等</p> <p>ア 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある<u>公私</u>の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p>
P65	(3) 警報内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当部署との連携の下で <u>避難行動支援プラン</u> を活用するなど、災害時 <u>要配慮者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当部署との連携の下で <u>災害時要援護者登録制度</u> を活用するなど、災害時 <u>要援護者</u> に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
P67	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(3)避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥<u>要配慮者</u>の避難方法の決定(<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要配慮者支援班</u>の設置)</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(3)避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥<u>要援護者</u>の避難方法の決定(<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者支援班</u>の設置)</p>
P69	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(6)高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者対策班</u>を設置し、都災害<u>要配慮者</u>対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>イ 市は、<u>要配慮者</u>の避難に関して、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(6)高齢者、障害者等<u>要援護者</u>への配慮</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>要援護者対策班</u>を設置し、都災害<u>要援護者</u>対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時<u>要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>イ 市は、<u>要援護者</u>の避難に関して、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>

旧頁等	修正案	現行
P70	<p>(12) 都に対する要請等</p> <p>エ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など当該市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。また、都県境を越えた場合は、必要があれば都職員の派遣を要請し、避難先検討の調整を求める。</p>	<p>(12) 都に対する要請等</p> <p>エ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など当該市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。</p>
P74(3) 図中	<p>4 想定される避難の形態と市による誘導</p> <p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合</p> <p>要配慮者</p>	<p>4 想定される避難の形態と市による誘導</p> <p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合</p> <p>要援護者</p>
P74(4) 図中	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合</p> <p>要配慮者</p>	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合</p> <p>要援護者</p>

旧頁等	修正案	現行
P78	<p>第7章 救援</p> <p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>(1) 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>(2) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>第7章 救援</p> <p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>(1) 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>(2) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>
P80	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>イ 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>応急仮設住宅等</u>に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>イ 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>長期避難住宅及び応急仮設住宅</u>に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
P80	<p>4 救援の内容</p> <p>(2) 医療の提供及び助産</p> <p>エ 患者の搬送</p> <p>② 医療救護所から災害拠点病院等の<u>医療施設</u>への患者搬送については、都と連携して実施する。なお、<u>医療施設</u>への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	<p>4 救援の内容</p> <p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>エ 患者の搬送</p> <p>② 医療救護所から災害拠点病院等の<u>後方医療施設</u>への患者搬送については、都と連携して実施する。なお、<u>後方医療施設</u>への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>
P81	<p>(9) 行方不明者の捜索及び死体の<u>取扱い</u></p> <p>イ 市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>遺体収容所</u>の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</p>	<p>(9) 行方不明者の捜索及び死体の<u>処理</u></p> <p>イ 市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>死体収容所</u>の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</p>

旧頁等	修正案	現行
P83	<p>第8章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 都に対する報告</p> <p>市は、都への報告に当たっては、原則として、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</u></p>	<p>第8章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 都に対する報告</p> <p>市は、都への報告に当たっては、原則として、<u>省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</u></p>
P96	<p>第11章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、<u>保健活動班</u>を編成して避難所等に派遣する。</p>	<p>第11章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、<u>保健師班</u>を編成して避難所等に派遣する。</p>
P97	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）</u>」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針（平成10年厚生省生活衛生局作成）</u>」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>
P98	<p>第12章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) <u>市税の減免等</u></p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の<u>提出</u>、納付又は納入に関する<u>期限の延長</u>並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>第12章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) <u>公的徴収金の減免等</u></p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する<u>期間の延期</u>並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。</p>

旧頁等	修正案	現行
P106	<p>第5編 緊急処理事案（大規模テロ等）への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p>1 市対策本部の設置指定が行われている場合</p> <p>(2) 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p> <p><u>また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>第5編 緊急処理事案（大規模テロ等）への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p>1 市対策本部の設置指定が行われている場合</p> <p>(2) 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p>
P110	<p>3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>ア 初動対処</p> <p>市は、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>	<p>3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>ア 初動対処</p> <p>市は、<u>都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び</u>警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>
P111	<p>エ 汚染への対処</p> <p>② 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施するスクリーニング及び除染及び汚水の処理等に協力する。</p>	<p>エ 汚染への対処</p> <p>② 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>

旧頁等	修正案	現行
資料編	<p>※ 資 1 から資 24 まで削除、資 28 から資 33 まで削除、資 90 から資 95 まで削除</p> <p>1 救援</p> <p>(1) 救援程度及び方法の基準</p> <p>(2) 動物保護に関する通知</p> <p>(3) 安否情報令</p> <p>(4) 公用令書等の様式</p> <p>2 武力攻撃災害の最小化 被災情報の報告様式</p> <p>3 特殊標章等 武蔵村山市武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する要綱</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</p> <p>(2) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則</p> <p>(3) 武蔵村山市国民保護協議会条例</p>	<p>1 関係機関</p> <p>(1) 国の機関</p> <p>(2) 都の機関</p> <p>(3) 区市町村</p> <p>(4) その他の公共機関</p> <p>(5) 報道機関一覧</p> <p>(6) 災害時支援協定</p> <p>2 避難</p> <p>(1) 防災行政無線</p> <p>(2) 避難施設</p> <p>3 救援</p> <p>(1) 救援程度及び方法の基準</p> <p>(2) 備蓄物資</p> <p>(3) 輸送拠点一覧</p> <p>(4) 大規模救出救助活動拠点</p> <p>(5) 災害時臨時離着陸候補地（武蔵村山エリア）</p> <p>(6) 火葬場一覧</p> <p>(7) 動物保護に関する通知</p> <p>(8) 安否情報令</p> <p>(9) 公用令書等の様式</p> <p>4 武力攻撃災害の最小化 被災情報の報告様式</p> <p>5 特殊標章等 武蔵村山市武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する要綱</p> <p>6 その他</p> <p>(4) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</p> <p>(5) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則</p> <p>(6) 武蔵村山市国民保護協議会条例</p> <p>(7) 各部の初動応急対策（武蔵村山市震災時職員初動マニュアル※抜粋）</p>

資料4

武蔵村山市国民保護計画修正スケジュール

年 月	平成29年										平成30年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民保護協議会		●第1回(23日) 諮問・意見出し				← ●第2回 協議会答申 →						
東京都協議			→ 事前協議 →					→ 正式協議 →				
草案作成	→											
関係機関・庁内調整	→											
パブリックコメント				→								
庁議												→
議会			第2回定例会			第3回定例会			第4回定例会			第1回定例会
計画書印刷・配布												→
その他				●(7日) 防災会議	●(27日) 総合防災訓練							●(11日) 避難所体験訓練